

第百七十七回国
会
参議院
国土交通委員会
會議録
第八号

平成二十三年四月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十八日

辞任

補欠選任

白浜 一良君

石川 博崇君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

小泉 昭男君

藤本 祐司君

室井 邦彦君

佐藤 信秋君

吉田 博美君

長沢 広明君

委員

池口 修次君

川崎 稔君

奥石 東君

羽田雄一郎君

平山 幸司君

藤原 良信君

安井美沙子君

米長 晴信君

岩井 茂樹君

岡田 直樹君

伊達 忠一君

中原 八一君

渡辺 猛之君

石川 博崇君

上野ひろし君

藤井 孝男君

吉田 忠智君

国務大臣

副大臣

国土交通大臣

大畠 章宏君

国土交通副大臣

三井 辨雄君

大臣政務官

国土交通副大臣

池口 修次君

国土交通大臣政務官

市村浩一郎君

国土交通大臣政務官

小泉 俊明君

事務局側

常任委員会専門員

櫛原 利明君

政府参考人

文化庁次長

吉田 大輔君

国土交通省総合政策局長

北村 隆志君

国土交通省都市・地域整備局長

加藤 利男君

観光庁長官

溝畑 宏君

環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

伊藤 哲夫君

本日の会議に付した案件

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(内閣提出)

○航空法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○政府参考人の出席要求に関する件

○都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小泉昭男君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、白浜一良君が委員を辞任され、その補欠として石川博崇君が選任されました。

○委員長(小泉昭男君) 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案につきましては、去る十四日、質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小泉昭男君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、航空法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小泉昭男君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(小泉昭男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小泉昭男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に文化庁次長吉田大輔君、国土交通省総合政策局長北村隆志君、国土交

通省都市・地域整備局長加藤利男君、観光庁長官溝畑宏君及び環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長伊藤哲夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(小泉昭男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小泉昭男君) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。大畠国土交通大臣。

○国務大臣(大畠章宏君) ただいま議題となりました都市再生特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが現下の重要な課題となっております。

また、少子高齢化や人口減少が進展し、国、地方を通じて財政状況が悪化している中、行政だけではなく、企業や特定非営利活動法人等の民間主体の町づくりへの積極的な参画を促し、官民連携による町づくりを推進することを通じて、各々の地域のポテンシャルを活性化させ、都市の魅力を高めていくことが求められております。

このような趣旨から、この度の法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都市の国際競争力の強化を図るための

地域を特定都市再生緊急整備地域として指定し、この地域について、官民の連携により都市開発事業等を推進するための計画制度を創設するほか、下水熱を利用した熱供給事業の実施を可能とする特例、道路の上部空間について建築物の建築を可能とする特例等を創設することとしております。

第二に、都市の魅力を高めるため、町のにぎわいを創出する施設を設置する場合における道路占用許可の特例や、広場、並木といった地域住民に身近な施設の適正な管理を推進するための協定制度の創設等を行うこととしております。

第三に、民間事業者のノウハウや資金を活用して市街地の整備を推進するため、民間都市開発プロジェクトについて国土交通大臣の認定を申請することができ、期限を延長するほか、この認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトに対する新たな金融支援制度の創設等を行うこととしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしく申し上げます。

○委員長（小泉昭男君）　以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○平山幸司君 おはようございます。民主党、青森県選出の平山幸司です。

ただいま趣旨説明がございました都市再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、質問いたします。

まず初めに、都市再生法施行後約十年弱、この間、我が国の社会情勢、経済情勢もかなり変化しておりますけれども、これまでの都市再生事業の効果を簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（加藤利男君） お答え申し上げます。

都市再生特別措置法は平成十四年に制定されました、その際には都市再生緊急整備地域制度を導入いたしました、容積率等の規制緩和や優良な民間のプロジェクトについて大臣認定制度を設けまして、その大臣認定を受けたプロジェクトに対して金融支援、税制の支援措置を講じてきたところでございます。その枠組みは、平成十九年に延長をさせていただいております。

また一方で、地方部も含めた全国都市再生を推進するために、平成十六年にはまちづくり交付金による支援を中心とした都市再生整備計画制度を創設をするという改正を行っております。

評価についてのお尋ねでございますが、これまで大都市におきます都市再生関連施策による効果といたしましては、例えば全国で都市再生緊急整備地域、六十五地域指定されておりますが、この効果としては、経済効果としては、平成十四年度以降の民間建設投資が約十二兆円、経済効果が約二十三兆円に達しているというふうに見込まれているほか、公共団体の自己評価でも、既に目標達成、今後目標を達成する見込みとする地域が八割以上を占めていると、こういうような評価になっています。

○平山幸司君　ありがとうございます。

今答弁にもありましたように、およそ大都市に
関しては評価があるということで、さらに、そう
いった意味では国際競争力も含め、推進を力強く
していただきたいと、このように思います。

一方で、私の地元青森県でありますけれども、高齢化と人口減少、さらには産業の低迷が続く中で、中心市街地の空洞化など、地方都市は衰退の一途をたどっております。そういう意味で、政府もこれまで、答弁にもありましたように、あらゆる施策を講じていると認識しておりますけれども、この地方都市に対して更に大胆な政策を推進していく必要があると、このように考えておりますけど、この辺に關してはいかがでしょうか。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。

先ほど大都市の方を中心にお答え申し上げましたが、地方部におきましても、先ほど御紹介をいたしましたのが、全国都市再生という観点から、非常にきめ細やかな町づくりを推進するというところで、先ほど御紹介しました都市再生整備計画を推進してきておるわけでございますが、この評価を申し上げますと、これまで全国の市町村の半数を超える八百九十四市町村、千八百九十地区で都市再生整備計画を策定されてきておりまして、これは自己評価をすると、事業完了後にするということになっておりますが、これによりまして、評価を行った八百二二地区についていいますと、町の来訪者の数ですとか町中居住人口など、数値目標のうち約七割が達成されたということで、これも地域によってかなり効果を上げているということが

言えるわけでございますが、今回は、どうしても
 地方部ですと民間の活力を引き出すといましても
 もやっぱり立ち上がりは弱うございます。したが
 いまして、これまでのように引き続き、社会資本
 整備総合交付金によりまして公共団体が行います
 社会基盤整備を支援するとともに、民間活力を引
 き出すための民間都市開発推進事業への出資によ
 る立ち上げ支援を行うといったようなことで財政
 支援を講じることによって民間の都市開発プロ
 ジェクトの推進を、何というんですか、後押しし
 ていきたいというふうに考えております。

加えまして、本法案では、オープンカフェですとか直産施設ですとか、地域の特性に応じた施設の整備を町づくり計画である都市再生整備計画に位置付ければ道路占用許可の基準を緩和するといったようなことも盛り込んでおりまして、こうしたことを通じて町にぎわいをもたらす仕組みということで、地方部においても大変な活用をしていただけるものというふうに期待をしているところでございます。

○平山幸司君　ありがとうございます。

いろいろなことを言われながらも、地方でも効果を發揮していると一部で認められるところはありますけれども、先ほどお話がありました

社会資本整備総合交付金等々、もっと地方に対して大胆にそういった大規模にもう少し活性化をしていくと。見た目では生活の実感としてもなかなか地方都市が再生しているなという感じはありますので、その辺をもっと力強く推進していただきたいと、お伝えいたします。

さらに、三月の十一日にありました震災、これによりまして地方都市、特に東北ですね、大打撃を受けたわけでございます。私の青森県の八戸市沿岸部、さらには岩手県釜石の港町、商店街等々、私自身も足を運んで見てまいりましたけれども、東北地方の幅広い地域に及んで大打撃を受けていると、こういった地域の復旧復興及び都市再生を具体的にどのように考えているか、その点につきましてお答え願います。

○大臣政務官（小泉俊明君） お答えさせていただきます。

今回の震災は、御案内のように、大変広範囲にわたり甚大な被害が生じており、これまで類を見ない大災害であります。今般の津波により被災しました市街地の復興をどのように進めていくかにつきましては、被災地の被害の実態、市街地の特性や地元のニーズに応じて様々な施策を総合的に検討していく必要があると考えております。

今後の被災地の復興を進めるに当たりましては、それぞれの地域の復興の在り方は最終的には、地元でお決めいただくことが必要であります。被災地の実態に即した多様で柔軟な手法が必要になると考えており、現在その検討を進めているところであります。

加えて、今回の法案では、町づくりの計画であります都市再生整備計画につきまして、その再生に企業やNPO等の多様な民間の主体が参加できるように措置されており、こうした措置は今回の東日本大震災の被災地を始め、広く地方都市の復興再生にも活用していただけるものと考えております。

○平山幸司君 様々な施策を講じていく、今その検討状況にあるということでございますけれど

も、今、国民は復旧復興に対するこれまでの政府の震災に対する対応、特に何か大きな目玉政策という形で、目に見えた形で表れてこないというこ
とに対して多少の不信感があるのもこれ事実だと思
います。

そういった意味で、ここは大臣に、被災地はもと
より、被災地以外の東北地方も今回の震災で経
済活動の根幹である人、物、金の循環が萎縮状態
にありまして極めて事態は深刻であると、こう
いったことを受けて、東北地方全体の復旧復興及
び活力の創出といった面から、大臣の大胆な政
策、目玉政策の提案が求められていると、このよ
うに感じております。是非、東北地方の人々に夢
と希望が持てる政策を大臣の方から何らかの提案
をお願いしたいと思います。

○国務大臣(大島章宏君) 平山議員の御質問にお
答を申し上げます。

私も、先日の土曜と日曜、しばらく控えておつ
たんですが、そろそろ現地の状況を見ることが必
要だろうと考えました。そういうことでお邪魔さ
せていただきました。

これまで自治体の首長さんを始め議会の方々
も、とにかくあのこれまで想像をしてこなかった
ような大震災に遭遇して、大変な混乱の中であり
ましたが、地域の方々の命を救おう、そして何と
しても市民の生活を取り戻して、もう一回あのふ
るさとで生きていける町をつくるんだと、こうい
う意欲を持って取り組んでいただけたものと思
います。

私も現地に参りまして、とにかく、何といま
すか、これまで培ってきた全てを地震と津波が奪
い去ってしまったような状況を目の当たりにいた
しまして、首長さんからもお話を聞きましたが、ま
ずどこから手を着けていいかわからないと、こう
いう混乱状態であつたろうと推測するところであ
りますが、しかしその中でも、何とか瓦れきを撤
去をして、そして二度とあのような地震と津波が
来たとしても耐えられる町をつくりたいと、こう
いう思いを感じました。

そういう状況を受けてこれからどうするかであ
りますが、よく最近言われておりますとおり、復
旧だけでは駄目だと、いわゆる元に戻すのではな
く、今御指摘いただきましたように、つくるので
あれば魅力ある町を再興する、東北地方にこのよ
うな町ができたのかと言われるような町をつくり
たいと、こんな思いも何人かの方からお伺いを
いたしました。同時に、今一万三千人を超える方
が行方不明であると、こういう事実関係も認識した
上で、この犠牲になられました皆様方のためにも
、何としてもしっかりとした町づくりをつくら
なきゃならないと、こういう覚悟を私も持ったと
ころであります。

そこで、どういう町をつくるかですが、
一つには地震と津波に負けない町をつくる、こ
れはもう当然でございます。その上で新たな構想
というものを作らなければならないんですが、三
井副大臣を中心として、国土交通省内部にも識者
を呼んで、これからの復旧復興はどうあるべきか
と、こういうことについて論議をしていただい
ております。

私としてそれに付け加えるのであれば、やはり
東北地方は農業、林業、漁業の盛んな地域であ
りました。同時に、今回の震災で世界的な自動車の
生産が止まる、あるいはその他の電子部品等も
造っているのがよく分かりました。そういう実態
というものを踏まえながらも、農業、林業、漁業
の再生を図り、新しい日本における地方都市の在
り方というものを是非お示しできるように国土交
通省としても真剣に取り組み、政府の方でいわゆ
る復興構想会議というものを今立ち上げようとし
ておりますが、その場に提示をして、その復興構
想会議の中でよく論議をしていただきながら、ま
たこの参議院における国土交通委員会での御論議
というものを踏まえながら、是非、議員からの御
指摘をいただいたわけでありまして、それにお
こたえすることができるようなビジョンというも
のを作り上げていきたいと考えているところであ
ります。

○平山幸司君 ありがとうございます。力強い御
答弁でありまして、これからその復旧のみなら
ず、更に復興、創造に向けて大胆な政策を実行し
ていただきたいと思います。

そこでもう一点、非常に大切な部分であります
けれども、これからゴールデンウィークを迎える
わけでありまして、観光業もこの震災によって大
打撃を受けているということがあります。青森県
も桜祭りがあられるわけでありましてけれども、これも
宿泊のキャンセル等々が相次いでいると、大変な
悲鳴を聞いております。

そういった中で、物流、物資のこの流通です
ね、その他多くの経済活動を活性化させると、既
存のものを更に使った上で復旧復興をする
という意味で、大きな目玉政策として私は提案し
たいのが、東北地方の大動脈である東北自動車道
の無料化、これを是非大臣の方に、ゴールデンウ
イーク前にやるんだぞということを明言してい
ただきたいんですね。大臣に、東北地方の皆さんに
夢と希望を与えるためにも、是非明言をお願いし
たいと思います。

よろしく願います。

○国務大臣(大島章宏君) 東北自動車道の無料化
の御提言をいただきました。

この件につきましては、国土交通省として当初
いろいろ構想をしておりましたが、この大震災を
受けて、新たな無料化実験等は凍結をいたしまし
て、全ての予算をこの大震災の復興、復旧復興に
使うべきだろうということで、今、玄葉大臣のと
ころに預けてあるわけですが、私として
は、今御提案の東北自動車道の地域については無
料化すべきだろうというのは大変大事な御指摘だ
と思えます。

できましたら、この参議院における国土交通委
員会としても御議論いただき、一つの道筋とい
うものを付けていただいて、その実現化に向けて
心を一つにいただければ大変有り難いと思
いますし、いずれにしても、大変大事な御提案であ
りますから、しっかりと受け止めて、できるだけ

私も実現に努めたいなど、そう感じているところ
であります。

○委員長(小泉昭男君) 平山幸司君、時間が参っ
ておりますので、おまとめください。

○平山幸司君 時間になりましたので、これで終
わりしたいと思います。

ありがとうございます。

○渡辺猛之君 自民党の渡辺猛之でございます。
ただいま大臣から趣旨説明のございました都市
再生特別措置法の一部改正について、数点お尋ね
をさせていただきます。

まず、この法案では、国全体を牽引していくよ
うな大都市と、そしてまた、地域の中核を担う中
小都市、この二つを想定をした内容だと理解をし
ておりますけれども、活力のある町をつくるとい
うことは、地方の過疎化に悩む地域にとっても大
切なテーマであります。ある程度の規模のある都
市に集中して力を注ぐことによって、都市部と地
方部の活力の差が拡大するということはないで
しょうか。御所見をお尋ねいたします。

○大臣政務官(小泉俊明君) 渡辺委員の御質問に
お答えさせていただきます。

地方都市は、先生御指摘のように、大都市と比
べ民間活力が相対的に乏しいことから、地方都市
の再生に当たりましては、引き続き社会資本整備
交付金により公共団体が行う社会資本整備整備を
支援するとともに、民間活力を引き出すために、
民間都市開発事業への出資による立ち上げ支援な
どを行うなどの財政的支援も講じていく必要があ
ると考えております。

こうしたことに加えまして、本法案では、オー
プンカフェや産直販売施設などの設置を都市再生
整備計画に位置付ければ、道路占用許可基準を緩
和するなど、町ににぎわいをもたらし仕組みを導
入しております。

さらに、特定非営利活動法人やまちづくり会社
などに都市再生整備計画の提案権を付与するな
ど、様々な担い手の町づくりの参加を促進して、
地方都市を含む全国の都市の再生を図ることとし

ております。

これらの措置によりまして、様々な民間の担い手と行政が一体となった取組が進められ、地方都市の再生、地域の魅力の向上を図られるものと考えているところであります。

○渡辺猛之君 もう一点、今回の改正につきまして、下水の熱エネルギー利用についての規制緩和が盛り込まれております。現在、この下水の熱利用について、どの程度利用が進められているのか、そしてまた、今回の原発事故とか、あるいは夏の電力不足等、予想されるいろいろな事態から、このエネルギーの議論からという観点から、今後、全国的にエネルギー源の多様化を図る必要、これあると思うんですけども、下水の熱エネルギーの利用拡大について併せてお尋ねをしたいと思っております。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。

下水の熱エネルギーの利用について、現在の状況でございますが、これは、現在、下水道管理者が熱交換器を設置して熱交換まで実施する事例としては全国で二例ございます。例えばの例でございますが、これは下水道管理者であります東京都が後楽ポンプ場に設置いたしました熱交換器により生み出された熱エネルギーを民間事業者が利用して、オフィスビル、ホテル等々、延べ床面積で見ますと約二十四万平米に温水、冷水を供給しているという事例がございます。

次に、そうした制度、今回御提案している制度でございますが、これはもつと特定の地域だけでなく一般化してはどうかという御提案であろうと受け止めましたが、今回は、実は先ほども申しましたが、これまでやっている例は下水道管理者が熱供給を行っているという例でございます。下水の未利用エネルギーの民間利用につきまして申し上げますと、下水の適正な管理の観点という観点から、今申し上げたような下水道管理者に限ってそういう利用を認めたところでございます。そうした中ではございますが、今回は、国

際競争力の強化という公益性の高さという観点、それともう一つは、適正な管理を担保するという観点から、許可制度でもって適正な管理を担保した上で、下水の流量が年間を通じて豊富で、都市機能が集積して熱需要が大きいと考えられる特定都市再生緊急整備地域において規制の緩和を行うものとしてございます。

今後は、本制度の見直しに向けて、今回の特例措置の運用を通じて管理ノウハウの蓄積に努めるとともに、関係省庁、自治体、民間事業者との連携の下で、事業採算性の向上方策あるいは下水熱利用技術の開発等に取り組みでいきたいというふうに考えているところでございます。

○渡辺猛之君 特に人口が集中する都市部のエネルギー源をいかに確保していくか、これから大事なテーマになってくると思います。そういう意味では、今回の下水の熱利用を始めとしていろいろな多角的に検討を今後とも継続していただきたいたいと御要望をさせていただきたいと思っております。

この都市再生特別措置法、今回の法案は、活力ある町づくりを進めて都市の競争力を高めようとするものであります。そもそも町というのは、そこに暮らす人々の生活の中から自然発生的にでき上がってくるものだというふうに理解をしておりますけれども、一般論としてまずお尋ねをさせていただきますたいんですけれども、町づくりのイニシアチブというのはどこが主体になるとお考えになりますか。ちよつとお答えいただきたいと思っております。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。

一般論ということでございますが、町づくりに当たりましては、地域に住まわれている住民の方々、あるいはそこで経済活動を行っている企業の方々等々いろいろな立場の方がいらっしゃるわけでありまして、そうしたいろいろな方々の様々な意見を吸い上げて、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担って町づくりを進めてい

く、それが基本ではないかというふうに考えております。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。

ただいま御答弁をいただきました。そこに暮らす人々の様々な意見を吸い上げながら、一般論としては基礎的自治体がその中心的役割を果たすべきという御答弁をいただいたところであります。

都市再生、この言葉、今回の震災で津波の被害を受けて、とにかく町全体がなくなってしまう地域にこそこの都市再生という言葉がふさわしいと私は今心からそう感じておるところであります。私も現場を見させていただきましたけれども、本当に今まであった普通に暮らしていた町が津波によつてもう一瞬にして全てを失われてしまいました。そして、今瓦れきの山、その瓦れきを撤去した後にはただ単なる広大な土地しか残らないという現状を目の当たりにしまして、今回の震災を受けてその後の町づくりという観点からも、ただいま御紹介をいただきましたように、その主体は基礎的自治体であるべきだとお考えなのではないでしょうか。大臣、御所見をお尋ねしたいと思えます。

○国務大臣(大島章宏君) 渡辺議員の御質問にお答えを申し上げます。

私も茨城の県議会議員を二十数年前に経験させていただきましたが、やはり自治体というものが主体となつてその町はつくられなければならないと思います。私もヨーロッパの町を見させていただきまして、イギリス等においても、あるいはフランス等においても、地域に行きますと、小さい町ですが、しっかりと町が長い間続いているわけですね。そういう意味では、やはり国が自治体をつくっていくというよりも、自治体の中でしっかりと考えた考えを持って町をつくっていくことが必要なのかなと思います。

そういうことから、先ほど、やはり復興の一番ベースになるのは自治体だろうという御答弁がありました。いずれにしても、しかしながら、御指摘のように、現在、町全体を流されてしまった

と、こういうことで、中には首長さんが犠牲になられたと、こういう地域もあるわけでありまして、国としてどうするかということでもあります。が、復旧復興に向けて、自治体の方で人手が足りないというところが多いわけでありまして、国土交通省としても、復旧復興に向けてお手伝いができるように、人の派遣をしているところであります。

そういう中で、是非ともやはり自治体が主体となつて、やつぱり歴史があるわけですから、歴史とか環境を無視してこうしたらどうかと言うわけにはいきませんので、いろいろな提案は私たちがするとしても、最終的には住民の方々の御意見の中で論議されたものをベースに再建の流れというものをつくるべきだろうと考えております。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。私も今大臣が御答弁をいただいたのと基本的に共通の認識をいたしております。

今の御答弁の中でも指摘がありましたように、今回の津波被害によつて首長さんがお亡くなりになられた地域、あるいはもう役場全体も消失した地域が存在をしているわけがあります。そのようなところからいかにもう一度町を復興していくか、これは大変大きなテーマだと思うんですね。津波によつて全てを失われた地域にもう一度新しい町をつくっていく、これまさに復興だと思っております。

そこで、私、まず大島大臣にお伺いをしたいのは、大島大臣が考えられる復興とは何ぞやと、これを大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(大島章宏君) 重ねての御質問でありますが、私の地元の方にも限界集落というのがございます。徐々に寂れていって、一番この地域の若い人は、大島さん、俺七十五歳なんだと、あと十年もしたら、かつて三十数戸あった家も今は十五戸ぐらいになつちやつたと、これも十年ぐらい過ぎたら、多分この地域には誰もいなくなるん

じゃないかと、こういうお話を聞いたことがございます。しかし、その地域はすばらしい山がありまして、ずっと長い間、田んぼ等も開拓をしてやってきましたという歴史がありました。なぜこういう状況になってしまったのかと、いろいろ私も考えたことがございます。

戦後の六十五年間、日本も戦争という大変な打撃の中で立ち上がってこまで来たわけですが、私は、三・一一というこの大震災を受けて、大変な悲劇でありましたけれども、この大震災といふものを契機に、もう一度地方の町はどうあるべきかというのを考え直して、私は地方の町の経済的な観点からも、どうやら長く永続してその地域が生きていけるかというのを考えなければならぬと思います。

そのためには、やっぱり山、畑、そして漁業という、長い間、日本の国の経済を支えてきた三つの業を興して、その地域でひとつ物とお金と人が回るといふようなことを考えていかないと、最初だけお金投入しても徐々に力を失ってしまいますから、この大震災を経て、三十年後も五十年後も、あのときの経験を踏まえて新しい町づくりが始まったら、それが永続して続いていると、このように形の考え方でこの地域の再建には取り組むべきじゃないかと。

今日、ラジオのニュースを聞いておりましたら、農林水産省がバイオマス発電を始めると、こういうお話がありました。瓦れきを活用しながらバイオマス発電を始めて、そこに雇用も電力も生みたいと、こういうお話でありますから、そういう構想等を全部集約しながら、三十年後、四十年後はこうなるんだというビジョンを描いて、みんな力を合わせて前に進んでいくことが大事だと考えております。

○渡辺猛之君　ただいま大臣が御指摘をいただきました。限界集落のお話も御紹介をいただきましたけれども、限界集落というのが、長い時間を掛けて様々な要因が絡みながらどんどんどんどんその地域が衰退をしていったその地域の復興と、そ

して今回の津波の場合は、昨日まで普通に生活をしてきたのにまさに一瞬にしてその生活全てを失われるその地域の復興というところでございます。それだけ地域の皆さん方の活力とか気力も今はまだなかなかもう一度芽生えてこないような状況であると思いますので、その地域にやっぱり夢を与えられるような復興を我々は努めていかなければなりません。

そこで、今農水省のバイオマスの御発言も御紹介いただきましたけれども、この新しい今回の災害を受けた地域の町づくりについて、四月の一日だったと思いますけれども、菅総理が、山を削って高台に町をつくって、そこから漁港に通動をすればいいじゃないかと、あるいは植物や今御紹介いただいたバイオマス等の燃料を地域の暖房に使ってエコタウンにしたらどうかというような発言をされておられました。いわゆる、今エコタウン構想と言われているものでございますけれども、この菅総理が提案されたエコタウン構想というもののについて、大畠大臣、どのようにお考えになるのでしょうか。

○国務大臣(大畠章宏君)　それも一つの考え方だと思います。私たち、先ほど申し上げましたが、戦後の、私も昭和二十二年生まれでありますから、戦争の東京の大空襲ですとか、あるいは私のところも空襲を受けましたけれども、その当時のことをいろいろお話しただくことはあります。が、体験はしております。しかし、六十五年たつてこまで来ましたが、したがって、これからやはり先を見て、どんな町をつくるのかと、こういうことは大変大事だと思います。

したがって、学者とか知識を持つ方々がいろいろな提言を国土交通省にもいただいておりますが、あらゆるものを是非お受けして、そしてこういう形の復興があるんじゃないかという提示をして、そして最終的には自治体の方々が議会の中でこういう方向で選択肢を、こういう町をつくらうというのには最終的には自治体の方々だと思いますが、そういう選択肢はできるだけ国土交通省とし

ても提示させていただきたいと思ひますし、またこの参議院における国土交通委員会の中でも御提議いただいたものも含めて、三井副大臣を中心に私たちが構想をまとめて、そして中央にお出しして、それを各自自治体で選択できるような体制をつくりたいと考えているところであります。

○渡辺猛之君　大臣が菅総理の構想を余り評価するのは難しいことは重々承知をいたしておりますけれども、私もこのエコタウン構想自体というのはやっぱり悪いことじゃないと思うんですね。もちろん、東北地方は、先ほど大臣から御指摘がありましたように、山林あるいは農業、漁業という一次産業が盛んな地域でありましたので、その地域の資源をいかに生かして環境に優しい新しい町をつくるかという、この発想自体を否定するものではないと思います。ただ、問題は、この菅総理の四月一日のこのエコタウンという発言が余りに唐突過ぎて、またいつもの思い付きじゃないのと、このような一部解釈をされたところもあるような気がいたします。

先ほど御紹介しましたけれども、この十四日には復興構想会議なるものも動き始めたようでありますけれども、一国の総理が、今回の大震災の災害の対策本部長の任にも当たられてる総理が、エコタウンだとか、東北地方を新しく世界に誇る都市にという発言をされておられるが、今回の復興構想会議ではもうそうするメンバを招集をされて復興構想会議を設置されたわけでありまして。そこで提言をまとめてもらって、今度そのまとまった提言を実行するのはどこかというと、大畠大臣を始め閣僚が参加をされる復興対策本部、その本部長はまた菅総理という、もう何か訳の分からないような状況になってきているような気がしております。

事実、震災後に政府・与党が設置をいたしました対策本部とか、あるいは検討会議というのは数知れず。というの、その数知れずとあえて使わせていただいたのは、うちの事務所でカウントした二十九あったというふうにカウントしてあり

ますけれども、これはどこをどうくくるかによって、その数はいろいろ報道機関によっても違っておりまして、十六あるという報道もあれば二十に近いという報道もあれば、そういう意味ではいろんな数字が出ているわけでありまして。その各種報道に共通をしているのは、そんなに次から次へといろんな対策本部や検討会議を立ち上げて、果たしてそれぞれが有機的に機能をいくのかどうかという心配が各所でされているわけですね。

今、被災地からのいろんな情報を聞いておりますと、被災地に不足をしている大きなものの一つに希望があると聞いております。この希望というのは、今はこんなひどい状況になつてくつたけれども、いつかはこういう町をもう一度つくっていくんだという、やっぱり将来のビジョンが一つ。そしてもう一つは、今後どうやって生活をしていくこと。もう家も財産も、中には最愛の家族も亡くされた被災者の方がいらつしやる。そのような全てを失った中で、俺、自分、これからどうやって生きていけばいいんだという要は生活再建への道筋、この二つをしつかりと提示をしてあげることが、私は今被災地に足らない希望を生む大きな原動力だというふうに思っております。

その一方を担う、被災地域にもう一度新しい町をつくるというこの観点から申しますと、道路、下水道などの公共インフラ、あるいは鉄道、それから都市計画、これ全て国土交通省なんですね。国土交通省としては、僕はもつとどどん復興プランの策定にかかわってほしいと思うんです。

そこで、大畠大臣にお尋ねをしたいと思ひますけれども、要はいろんな知識も、そしてまた技術も持ち合わせている国土交通省がこれから被災地の復興プランの策定についてどうかかわっていかれるのか、あるいは今はどのようにかわつておられるのか、その現状をお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(大畠章宏君)　渡辺議員が御指摘のように、国土交通省は、言ってみますと、町を構成

する主な要素というものを所管している省でござい
ます。やっぱり、駅というのも町の中心に大体
ありまして、その駅を中心として駅前の商店街が
できたり、あるいは交通の関係からいうと、病院
なんかもうそういうところとの関係でできたり、そ
れから道路が広がって、下水道もそうでありま
す。そういう意味では、国土交通省がしっかりと
その復旧復興の構想については仕事をしろと、こ
ういう御指摘であります。私もそのとおりだと思
います。

そういうことで、現在、先ほども申し上げまし
たように、三井副大臣を中心にしながら、この三
役全員が入って、土木学会ですとか、建築学会で
すとか、識者の方にも来ていただいて、どのよう
な形でこの大災害を受けた町を新たな魅力ある町
にやみがえらせるかと、このことについてはしつ
かりと検討をして、メニューをそろえたいと思
っております。

先ほどいろいろと御提言賜りましたが、環境を
考えたものと、あるいはサイクル社会と
いうのもこれから考えなければなりません。それ
から、例えば美観を、いろいろ問題になっている
電柱柱をどうするかとか何か、あるいは下水道を
どうするかというのも一つでありましょう。
いろいろと私もまだ余りそういうところには詳し
くはありませんけれども、専門家の方々の御意見
をいただき、みんなで議論をすればよいいもの
ができてくると思います。

したがって、そういう形で、この参議院に
おける国土交通委員会の御議論等も踏まえなが
ら、是非、その全てを失い、どうしたらいいの
かという思いで避難所におられる方々も、ああ、こ
ういう町、すぐにはできないけれども、二十年
後、三十年後にはできるのかと、こういう思いを
持っていたら、御指摘のように、その一つの
目標に向かってみんなが、よし、もう一回生きて
いこうと、こういう元氣を出していただけるよう
な構想ができるように努めてまいりたいと考えて
おります。

○渡辺猛之君 国土交通省さんとされましては、
これまでも町づくりあるいはインフラの整備
等々、本当にたくさんの方々のノウハウを持っておられ
ると思うんです。そういう意味では、今回の被災
地の復興にも大変大きな力を注いでいただけるも
のと、それはこの委員会でも議論になりました。
今回震災を受けた道路の復旧等も本場に東北地方
整備局中心にいち早く対応していただいたという
事実を見ても、やっぱり国交省でできるなというこ
とを私も改めて認識をさせていただきましたの
で、どうかその持てる力を全て発揮をして被災地
の復興に御活躍をいただきたいとお願いを申し上
げたいと思います。

今大臣御答弁の中で少し触れていただきました
美観という観点でございますけれども、美観とい
う点では、今回被害を受けた地域の一つに国
の特別名勝に指定されている松島地区がございま
した。特別保護区としてこの松島地区では文化財
保護法による建築制限を受けているのが現状でござ
います。指定地域への建物の新築というのは原則
として禁止されておまして、この変更には文化
庁長官の許可が必要であります。特別保護地区
に当たる高台への移住は現実的に困難であるとい
うのが今の現状でございますけれども、これが、
今回の津波の被害を受けた住民の皆さん方、
じゃ、うちはもう高台に家が建てることはできな
いのかという不安の種の一つになっていると伺っ
ております。

住民の安全とそれから文化財の保護、この両立
をこの非常事態の中でどう図っていくべきかと考
えなんでしょうか。現在の調査、検討の進捗状況
を含めてお答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(吉田大輔君) 御指摘の特別名勝松
島の関係につきましては、私どもとして四月の十
二日から十四日にかけて文化財調査官を派遣
いたしまして現況を確認をいたしました。集
落の壊滅に加えて、特別名勝松島の価値を構
成しております多島海の中の岸壁の崩落ですと
か、あるいは松林の倒壊、あるいは津波による浸

水など、その名勝としての価値に大きな影響を与
えるような被害が生じているというふうに承知を
しております。

今先生の方からお話のございました、それでは
その特別名勝松島の指定地域内において今後復興
の段階で一般住宅等の建築などを行うことにつ
いてどうしていくかということでございますけれど
も、私どもとしては、その特別名勝としての文化
財的な価値、これはやはり将来のことを考えます
と維持をしなければならぬものと思います。し
かしながら、一方で、今先生御指摘のように、住
民の安全あるいはその復旧復興という観点からこ
れ両者の調和といったものをどういうふうに図
っていくかということ、これ大きな課題だといふ
ふうに承知をしております。

今後の建設等に係りまして地元から具体的な御
提案を受けまして、宮城県及びその関係の首長と
も話し合いをしましてまいりたいと考えております
けれども、具体的には、なるべく早い時期に、この特
別名勝松島の管理団体でございます宮城県におき
まして、地元の二市三町を含めまして、松島の復
興と今後の保存管理について検討の場を設けてい
ただきたいと考えております。文化庁としては、
その検討に参画をいたしまして全面的に協力をし
てまいりたいというふうに考えております。

○渡辺猛之君 ただいま御答弁をいただきました
ように、先ほど、農林水産、これが東北地方の一
つの大きな産業であったという御説明ございまし
たけれども、特にこの松島地区においては観光業
も大変大きな産業でございました。文化庁として
しっかりとその文化的価値というものを正しく評価
しながら、やはり今回、津波の被害に遭われた皆
様方では同じところにはやっぱり家を建てたくな
いという、もうその率直な気持ちも分かるような
気がいたします。そういう意味では、専門的観点
から今後の復興に向けた町づくりに対して是非と
も御努力をいただきたいということを重ねてお願
いを申し上げます。

吉田次長には質問は以上でございますので、あ
りがとうございました。

さて、被災地の復興を考えていく、被災地の新
しい町づくりを考えていくという面で、今、被災
地の目の前に大きく立ち上がっているのが膨大な
瓦れきの山であります。この瓦れきをいかに処理
をしていくかというのは大変大きな問題であらう
ということも容易に想像が付くわけでありませ
けれども、新しく町をつくるにも、瓦れきの処理
が進まず、なかなか仮設住宅の用地すら確保でき
ないというような現状もあるということも聞いて
おりますけれども、これは本格的に瓦れきの撤去
が始まっている市町村、地域というのはあるん
でしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 今回の地震で被害が
大きかった岩手県、宮城県、福島県の三県で申し
上げますと、現在、約二百八十か所で仮置場が設
置をされております。この仮置場への搬入が各地
で始まっていると、こういう状況でございます。

また、環境省の呼びかけに基づきまして、この
三県では県、市町村、国の出先機関、関係業界団
体などをメンバーとした災害廃棄物処理対策協議
会が既に設置されております。この場を通じて、
市町村、県、国が協力して災害廃棄物の処理
を進める体制が整備されつつあるというふうに考
えております。

また、災害廃棄物の処理事務を行うことが難し
い市町村については、地方自治法に基づき県に事
務委託をすることが可能となっておりますが、岩
手県の六市町村で既にその手続が行われたところ
でございます。

今後、災害廃棄物が、加速していくよう更に努
力を進めてまいりたいというふうに考えておりま
す。

○渡辺猛之君 当初は仮置場の確保も難しかった
というお話を聞いておりますけれども、今御答弁
いただきました、仮置場二百八十か所確保をされ
たということでもあります。

ただ、既に震災からもう四十日近くが経過して
おりますけれども、復興の第一段階とも言える瓦

れきの処理が正直言って余り進んでいないという
ようなお話を聞いております。これについてもい
ろいろの様々な理由があることは理解、一定の理
解はできますけれども、ただ、正直言って余りに
ちよっと対応が遅かったんじゃないかという批判
があるのも事実であります。

今回の瓦れきの処理、環境省さんが責任を持っ
てやられるということでございますけれども、震災
を受けられてから環境省としてどういうスケ
ジュールで、また、どのような体制を組んで瓦れ
きの撤去に当たってきたのか。環境省としては、
阪神大震災の経験からも、もう真つ先に災害廃棄
物の処理に動き出さなきゃいけない、もう膨大な
災害廃棄物が出てくることは容易に想像できたわ
けでありますから、初動に問題があったと言わざ
るを得ないところもあるんじゃないかと思うん
ですけれども、環境省として今回の反省点という
はあります。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 環境省におきまして
は、地震発生後直ちに情報収集・連絡体制を確立
し、本省職員を現地に派遣してずっと駐在をさせ
ております。あわせて、環境省内に災害廃棄物対
策特別本部を設置し、自治体、関係省庁、関係団
体との調整等を進めてきているところでございま
す。

また、東北地方太平洋沖地震における損壊家屋
等の撤去に関する指針、これを関係省庁と相談し
て取りまとめで発出しましたとともに、災害廃棄
物の取扱い等に関する留意事項を取りまとめ、関
係都道府県への周知を図っているところでござい
ます。

また、今般の震災に伴う災害廃棄物の処理につ
いて、国庫補助率のかさ上げを行うなどの財政支
援の方針を固めて発表しているところでございま
す。

環境省といたしましては、これまでも災害廃棄
物の円滑かつ迅速な処理が進められるよう一生懸
命努力したつもりではございますが、今後なお一
層被災自治体あるいは被災された方々の御意見

あるいは御要望に迅速に対応できるよう頑張っ
ていきたいというふうに考えております。

○渡辺猛之君 環境省として御努力いただいたこ
とは私も重々承知をいたしておりますが、今質問
させていただきまして、環境省として今回の瓦れ
き撤去が遅れたことについて反省点はないです
かという質問をさせていただきましてけれども、反
省点はないということでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 今回の震災の結果生
じた瓦れきの量というのは、まさにこれまで経験
したことのない量であったわけでございます。そ
ういったことで、私も、一生懸命やっていたつ
もりでございまして、日々やっていること
全てが反省点といえば反省点になるのかなとい
うふうにも思っております。今後、しっかり対応し
ていきたいというふうに考えております。

○渡辺猛之君 今御答弁をいただきましたよう
に、確かに瓦れきの量は膨大でありますし、ど
からどう手を着けていいのかわからないからな
い、要は水がなかなか引かない被災地もあつた
というふうに伺っております。

御努力をされておられることは重々承知をいたして
おりますけれども、あえて質問させていただいた
のは、やはりとにかく被災地の復興の第一段階が
今回の瓦れきの撤去であると。積み重なった瓦れ
きが徐々に徐々に片付けられていくことによつ
て、先ほど申し上げた被災地の希望というのも生
まれてくると思いますので、引き続きしっかりと
御努力をいただきたいとお願いを申し上げます。

今回の環境省が瓦れきの撤去に当たられるとい
う話を聞いたときに、私も正直な感想として抱い
たのは、あつ、環境省なんだと、これ国交省、瓦
れきの撤去で国交省じゃないんだというような
ことをまず最初に第一印象として私は抱きまし
た。国交省として今被災地にやらなければいけ
ない対応の大きな一つが仮設住宅の建設というこ
とでございましてけれども、この仮設住宅の建設にも
やはり瓦れきの撤去というのは避けて通れない課

題であるというふうに思っております。

そこで、今度は国土交通省にお尋ねをしたいん
ですけれども、今回の瓦れきの撤去、環境省が主
体になってやっておられるということでありま
すが、国土交通省としてはどのように協力をされて
おられるのか、ちよっとそのことについてお尋ね
したいと思っております。

○政府参考人(北村隆志君) 瓦れき処理、もちろ
ん我々も、被災者の方々の非常に悪い環境を改善
するためにも、また我々が行うべき迅速な復旧、
さらにこれからの復興、そういうためにも、でき
る限り瓦れき処理については早くやっていかな
きゃいかぬという認識を持っております。

それで、これまでやってきましたこと、例えば
先ほどおっしゃいましたが、道路をまず復旧させ
て交通量をやる。そのときに、直轄事業にかかわ
ります区域の瓦れきを併せて撤去するだとか、そ
れから今回、非常に地域によつて数十センチぐら
い地盤沈下しました。残念ながらまだ水がたまつ
ているところがあります。そういうのを、瓦れき
を取り除く前提としても、排水ポンプ車なんかを
派遣してそれでまず水を抜いて、そういう機械を
貸与してそれが迅速に進むようにするだとか、さ
らにこういうような技術者を、我々いっぱいま
すから、そういうのを派遣して御協力をしてく
ております。

また、先ほど環境省さんが言われましたけど、
今回非常にいろんな瓦れきの取扱い、処理方針を
決めなきゃいかぬというので、我々もその一員と
して協力させていただくとともに、地元協議会
でも我々地方支分部局参加させていただいて、こ
れからも少しでも加速ができるように我々として
は万全に協力をしていきたいと思っております。

○渡辺猛之君 引き続きしっかりと連携をして、
瓦れきの処理の対応に当たっていただきたいと
思っております。

先ほどの御答弁の中で少し指摘をいただきました
。今回は瓦れきの量ははるかに想像を超える膨

大なものであつたということ、そしてもう一つ
今回の震災対応を難しくしている一つの要因は、
何度も議論の俎上に上がっております福島原発の
問題でございまして。

私は、この瓦れきの処理についても原発の影響
がある地域とそうでない地域、ちよっと分けて考
える必要があるんじゃないかなということと思っ
ておりますが、まず原発の影響がない地域、この
地域の瓦れきの処理について今後予想される課題
というのについてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 先ほど申しまし
たとおり、被災地の各地で市町村等による仮置場の
設置や仮置場への搬入というのは今始まっている
ところでございます。

次の段階で重要なのは、仮置場はまだ足りない
という面がございますので、これをしっかりと確保
するとともに、この災害廃棄物を処理施設に運搬
してリサイクルや処分をきちっと行うと、こうい
う処理の流れをきちっとつくっていくこと、そし
てまた、地元だけでは対応できない量でございま
す。広域的な処理体制を、これは環境省が中心に
なつて是非やりたいと思っておりますけれども、
こういった体制を整備していくこと、これが次の
課題であるというふうに考えております。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。

そして、問題なのは、放射能汚染のおそれがあ
る地域での瓦れき処理ということでございますけ
れども、廃棄物処理法による瓦れき処理とはこれ
異なるというふうに伺っておりますが、原発の影
響がある地域特有の課題と困難、これからのど
のようなものが予想されていくのか、お尋ねしま
す。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 御指摘のとおり、現
在の廃棄物処理法におきましては、放射性物質及
びこれによつて汚染された廃棄物は法律の対象か
ら除外されていると、こういうふうなことが現状
でございまして。したがって、今、原発事故の
地域における災害廃棄物の取扱いにつきましては
、放射能物質を所管する関係省庁、具体的には

原子力安全・保安院及び文部科学省でございませうけれども、こういった関係省庁と取扱いについて現在相談を行っているところでございます。

○渡辺猛之君 まずは、福島原発の問題は予断を許さない今の危機的状況を回避をするというのが第一義であることは間違いないことでありますけれども、それがある程度安全が確保された後には、今度は放射能汚染された瓦れきの処理について問題になってくることだと思っておりますので、この点、環境省さん、しっかりと対応をしていただきたいとお願いを申し上げます。

最後にもう一点、この瓦れきの処理についてお尋ねをいたしますけれども、今お話を申し上げますように、今回の瓦れきの処理一つ取っても、もういろいろな困難が予想されるわけでありますね。最終的に瓦れきの処理が全て終了するという時期はいつごろになると見込んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 阪神・淡路大震災におきましては、全ての処理が終わったのは、三年程度要したというところでございます。今回の地震はそれ以上の瓦れきが発生しており、また範囲も非常に広いということでございますが、例えば宮城県におきましては三年以内に処理したいと、こういうふうな計画を既に出されております。

私どもとしては、こういった県の計画が迅速に達成できるように一生懸命やっていきたいと、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。

そろそろ時間になりましたのでこれで質問を終わらせていただきますけれども、今回質問の打合せさせていただけでも、本当にどかが責任を持って被災地の復興に当たるのかというのがなかなかやっぱり分らなかったというのが私の率直な感想でございます。そういう意味では、国交省はそのノウハウがあるんですから、しっかりと責任感を持って対処に当たっていただきたいということをお願い申し上げます、私の質問終わらせてい

ただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○長沢広明君 今日は、まず質問に入る前に、私の方から二点だけ御意見を申し上げます。ききたいと思えます。

まず一点は、仮設住宅の余りに建設が遅いということでございます。

この問題については、私は震災直後から大規模な建設計画を立てるべきだと、国を挙げてこの仮設住宅については全力で取り組むべきだと。早めのための具体的な提案も、この本委員会でも何度も私は提案させていただきました。ところが、いまだに進みません。一か月ほど前、この委員会でも、ちょうど陸前高田市で最初に仮設住宅が建設着工になったというときに、その前日、私、陸前高田から電話をいただいて、みんな喜んでいようという声をそのままだと伝えました。ところが、その三十数戸のままだです、いまだに。この遅れのままだは、最初はうれしかった、今は逆に、もう何かいらい立ちに変わってきています。

この仮設住宅の建設の遅れということに関しては、私はもうこれまでも言うべきことは申し上げましたし、提案すべきことも提案してまいりましたので、もうこれ以上は申し上げません。安心の居住環境を提供するという意味では、これはもう政府の責任であります。その意味では、政府の責任、大臣は一身を賭してこの仮設住宅の建設に更に強力に取り組んでいただきたいということを強く申し上げます。これはまず一点目です。

それからもう一点目は、先ほど民主党の平山議員も取り上げていらつしやいました東北自動車道の無料開放という問題でございます。

これについては私も、一年間なら一年間区切って、二十四時間無料開放するということをすべきだというふうな考えております。まあどこからやるか、宇都宮、水戸辺りから北やるといふうに考えますと、財源としてどのぐらい、一千億か一千五、六百億が必要になるかと思えます。ただ、政府がこれから提案しようとしている補正予

算の中で、いわゆる今年度の利便増進事業の二千五百億を見直すというようなことが漏れ伝わってきておりますので、その二千五百億の中で十分対応できる問題でもあるということがありますので、この点については是非、我が党も既に政府とも、それから民主党首脳ともこのことについて御意見申し上げておりますので、是非前向きに検討をしていただきたいということを申し上げます。

それでは質問に入りますが、まず最初に震災関連で一点申し上げさせていただきますかと思っております。

それは、東日本大震災復興構想会議というのが開催されました、どのようなプランが出てくるのか分かりませんが、大きな復興のプランも大事ですが、一つ一つの小さな具体的な点も同時に早める、早くできるものは早くやるということと同時にやらなく駄目なんです。

その意味では、例えば地区全体が壊滅的な被害を受けた地域、その地域の生活環境をまず整備するということを考えますと、集落ごとに高台に移転するというようなこともかなり具体的な選択肢の一つになっていくわけでありまして。

その意味では、実はこれは、平成五年の七月の北海道南西沖地震のときに北海道の奥尻町で五十五戸が高台に集団移転しております。これはいわゆる防災集団移転促進事業というものが活用されました。昭和四十七年に制定をされました防災に関する集団移転を促進する事業の国の財政上の特別措置に関する法律、これに基づいて、この南西沖地震のときには五十五戸が高台に移転している。

その後、雲仙・普賢岳の災害のときも、これは十九戸、島原市ですが、移転している、この事業を使って。有珠山の噴火災害のときには北海道の虻田町で百五十二戸が移転しています。

こういう集落ごとに移転するといふときに使える事業、この事業を今回でも使えるなら使えるといふふうにするのか、そういうことを活用できるのかどうか、活用することも視野に入れているの

かどうか、まず確認したいと思えます。

○政府参考人(加藤利男君) お答えいたします。

今先生御指摘いただきました防災集団移転促進事業でございますが、これは御指摘のとおり、これまでかなり活用されているところでございます。内容としては、御案内のとおりだと思いますが、市町村等が実施する移転元の土地の買上げですとか、移転先の住宅団地の造成等を国が支援するものでございます。

この事業につきましては、今般の東日本大震災の被災地において復旧復興を進めていく際の選択肢の一つではないかというふうには考えております。

○長沢広明君 選択肢の一つとするからには、今回非常に範囲が広いし、市町村も機能が非常に失われています。そういう意味では、この使い勝手を良くしていくというふうには、法改正も含めるか、あるいはもつと中身を緩和するか、そういうことをやらないと市町村も対応し切れない問題が起きます。これは用地の造成とか、そういうことについても非常に難しい課題がありますけれども、使い勝手を良くするという意味で検討が必要だといふふうに思いますが、そういうことを検討する考えがあるかどうか、確認します。

○政府参考人(加藤利男君) 被災した市街地の復興をどうやって進めていくかというのは、被災地の被害の実態ですとか、市街地の特性ですとか、地元のニーズに応じて様々な施策の活用が考えられるというふうな考えております。

ただ、いざにいたしまして、御指摘の点も踏まえて、被災地の実態ですとか公共団体の要望の把握に努めながら、多様で柔軟な手法や進め方が可能となるよう検討を進めていきたいというふうな考えております。

○長沢広明君 今回の震災で、私、政府の対応の最大の欠点というのは、こういう通常の法律とか通常のルールでこの震災に当初対応しようとした。要するに、現場が柔軟に対応しなかったんです。だから、もうろくでもないことが起きた。

タンクローリー車が東北自動車道の入口で、要するに緊急車両証がないから止められるなんて、もうとんでもない話ですよ。荷台を見りゃ、それはどが、何の緊急車両か、見りゃ分かる話ですから。そういう通常のルールを当てはめて緊急の対応ができなかったというのは今の行政の一つの対応の一番の欠点なんです。

そういう意味では、この防災集団移転促進事業についても、例えば新潟の中越地震のときには、移転先の最低戸数を十戸というふうにとり決めて決まっています。これを五戸に緩和したりとか、あるいは基本的な補助率をかき上げたりとか、そういう新潟の中越のときにはあそこ地域の特性に合った状況に緩和したということがあります。今回はいろんな地域地域によってニーズが違います。したがって、それぞれの地域でこういう事業、法律も、適用しやすいように、使いやすいように、常に現場に合わせて緩和するという覚悟を持って素早く対応できるようにしてもらいたい。そこを今までの官庁的な、そういう役所的な対応でやったら、これは市町村は、とてもじゃないけど、ああ、こんな事業使えないと、ほんと最初からはいちゃ、選択肢から外してしまう。そういうことのないようにしてもらいたいということを一っだけ提案をさせていただきたいと思っています。

それでは、都市再生法の関連で幾つか確認をしますけれども、この都市再生法については、町づくり、町の再生という今のこの震災の対応にも非常に大事な問題でもございます。ただ、大都市をかなり焦点に入れて作っている法律でもございますが、特に今回の法改正は、民間投資を中心とした内需拡大策にある程度光を当てています。

これはある意味では、日本経済これから非常に先行き厳しくなるといって、経済を底上げしていくという意味でも非常に大事な観点だと思っております。ただ、この法改正でもってどこまで町づくりとか都市の再生に投資を呼び込むことができるのかどうか、この投資を促進する効果についてどう考えているのか伺いたいと思います。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。お尋ねの投資効果という側面でございますが、今回の優良な民間の都市開発プロジェクトを推進することによる投資効果として、定量的な効果としては、例えば規制緩和ですとか税制、金融等の支援策によりまして、大都市において今後十年間で約九兆円の民間建設投資を誘発し、これに対して約二十四兆円の経済波及効果が見込まれるというふうに試算しているところでございます。

○長沢広明君 そうした都市再生に対する経済的側面と同時に、今回は国際競争力を強化するという意味で、新たな枠組みとして特定都市再生緊急整備地域を指定するということがなっております。そこに都市再生緊急整備協議会を置くこと。これが国際競争力を強化するという一つの目標、今回の改正の柱の中の具体的な改正点の一つになっておりますが、この特定都市再生緊急整備地域というのを指定することになっているという、その指定する要件、一体何をもって指定するのかということについて示してもらいたいと思います。

○政府参考人(加藤利男君) 都市再生緊急整備地域のうち、法案では三つの条件とありますが、要件を決めさせていただいております。一つ目が、国内外の主要都市との交通の利便性が優れていると認められる地域ということでございますが、これは具体的に申し上げますと、国際空港・港湾のアクセスに優れるなど交通の利便性が高く、国内のビジネス拠点となるような都市や国外の世界経済の中心となるような都市との人の往来が容易に可能である地域ということが一つ目でございます。

それで、二つ目といたしまして、都市機能の集積の程度が高いと認められる地域であるということとを求めています。これは、金融機能等を有するビジネス拠点が形成されていたり、オフィスあるいは商業施設、あるいはエンターテインメント施設といったものが備わっているなど、都市の機能

が充実している地域でございます。

三つ目に、経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域というものを基準としておりますが、これは具体的に申し上げますと、企業活動が活発で地域内GDPが大きく、又は大幅な増加が見込まれ、我が国の経済全体への波及効果が大きい地域というふうに考えているところでございます。

○長沢広明君 そういった国際空港とか港湾とかビジネス拠点とか都市機能の集積とかいう御答弁でしたけれども、そうすると国内ではかなり絞られますよね。具体的に言うとなつぱり東京とか大阪とかと、そういうことになっちゃうんじゃないですか。具体的に言うとなつぱり東京とか大阪とか。具体的に言うとなつぱり東京とか大阪とか。具体的に言うとなつぱり東京とか大阪とか。

○政府参考人(加藤利男君) お尋ねのように、具体的な地域としては、例えば東京駅ですとか大阪駅の周辺は有力な候補であるというふうには考えておりますけれども、地域の関係者の意見を伺う中で、今後の市街地整備プロジェクトの実施の目途ですとか地方公共団体等の都市戦略の内容も十分に勘案しながら、都市再生本部において指定に向けた検討が進められていくことになるものと考えております。

○長沢広明君 ある意味では、そういう都市というものはこれまでも国家的資源をつぎ込んできた面もあるんですよ。だから、その今までやってきたというところに対する評価というものをきちんとした上で、これからどうするかということを新たに組み立てるといったことは必要だと思えます。

当然、これからは更に地方の再生ということをやらなきゃいけないわけで、もちろんそういう意味では町づくりということもこの法案の中に入っておりますけれども、余り都市に集中するだけではないで、今までやってきたこともあるわけですから、それをしっかり評価した上で、より効果的な都市再生ということをきちんとしていかなきゃいけないということを注文として付けさせていただきます。

時間がなくなりましたので、最後に一問だけ、この都市再生の施策ということについてちょっと関連して、最後、大臣にちょっとお聞きしたいと思います。

今回の大震災とこの都市再生と、この関係性の問題です。都市再生、町づくりということはこれまでもずっと続けてきたことですが、今回の東日本大震災によって得た教訓というものも多いと思うんです。例えば液状化対策とか、それからいわゆる都市部においては計画停電の当初、帰宅困難者の大量発生という問題が起きました。

こういって、今回の東日本大震災で私たちが、新たに私たちに突き付けられた様々な防災という観念の課題。この防災という観念と今後の都市再生ということを考えれば、この法案そのものは大震災の前に作られた法案で、ある意味では防災という観念の中にはそれほど大きくは組み込まれていません。その意味では、この都市再生の施策に対して今後、震災、防災ということをどこまで組み込んでいくのか、これは非常に大事な観念になると思うんです。

具体的に、例えば幾つか私が考えることを先に言わせてもらいますと、例えば液状化ということに関して言えば、町づくり、いわゆる都市整備をする際に、液状化対策については面的な整備を先に行っておくということ。建物ごとではなくて面的整備を、これをきちんとやるということを観念に入れたら、あるいは、いわゆる帰宅困難者対策として、そういう人たちが受け入れられる施設というものをあらかじめ指定しておくとか。

それとか、この法案の中に出てくる下水のエネルギー利用という問題もあります。これ、まだまだ不十分です。踏み込み方が、規制緩和だけで。自家発電と例えば下水のエネルギーあるいは地熱エネルギー、こういうものを使って独立したエネルギー体系をその地域の中できちんと持つというふうなことで、そういうようなことも防災、減災としては非常に大事な観点だと思っております。

こういうことをきちつと盛り込んでいくということが今後の施策として大事だというふうに思いますが、大臣、御所見をお願いしたいと思ひます。

○委員長(小泉昭男君) 大畠国土交通大臣、簡潔に願ひます。

○国務大臣(大畠章宏君) 長沢議員からの御質問にお答えを申し上げますが、ただいまお話しのように、今回の大震災を受けて私たちが新たな視点というものを加えなければならぬと思ひます。

一つは、今の液化化と、こういうものは新潟の大震災を含めて初めて液化化というものを理解したわけでありまして、これほどひどい影響が出るのかというのを今回私も事実として受け止めるを得ないという状況にあります。

それから、帰宅困難者のお話ですが、三月十一日のあの震災以降、四時間、五時間、七時間、八時間掛かって歩いて自宅に帰ったと、こういうお話もありました。同時に、地域にある大学等が臨時に校内を開放して、帰宅困難者の方にどうぞここで休んでいってくださいと、こういう提供もしていただいたり、あるいは大規模なイベントを行う会場でも、いろいろとそれぞれ工夫して開場していただきました。

これまでハザードマップというのがありました、これに加えて、このような大規模な震災で混乱した場合にはここで緊急的に一夜を過ごす、こういうところも必要だと思ひますし、さらには、議員から御指摘のような形でこの大震災というものを踏まえてこれからの考え方を改める必要がある、私もそう思ひます。

特に今回の震災で得た教訓は、やはり交通のルートも二つ必要であつて、一個が遮断されても、もう一か所でも何とか物流を加えることができるということも必要でありますし、ネットワーク化というのも大変大事な視点だと考えております。

そういうことを含めて、今回の大震災の教訓を生かしながら次の時代を考えて対策を進めてまい

りたいと考えているところであります。

○長沢広明君 終わります。ありがとうございます。

○上野ひろし君 上野ひろしでございます。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に關係をいたしまして、まず地方都市の活性化という観点から何点か伺ひをしたいと思ひます。

地方都市についてでありますけれども、特に中心街において商業の衰退、商店街が元気がなくなっている、それから人口も減っているというところで、空洞化が進んでいるという状況なのではないかと思ひます。

地方にとつて本当に大変な問題であるわけですが、まずこの現状の認識、それからこれまでも中心市街地の活性化という観点からどういうことに取り組んできたのかということについて伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(大畠章宏君) 中心市街地の活性化について上野議員から御質問を賜りました。

これは、もう二十年來この中心市街地の活性化の課題が私たちに突き付けられました。諸先輩方がこの中心市街地の活性化についても一生懸命取り組んでこられたと思ひますけれども、なかなかその実を得ていないというのが実態でございます。上野議員からも御指摘いただきましたが、私の町でもそうでありまして、過日訪れました東北地方のところでもそのような傾向があります。

どうしてこのようなことになってしまったのか。人口が増大する、そして町がどんどん大きくなる。したがって、郊外のところへ新しい町ができてきて、そちらの方にどうも住民の方々の関心が移り、そちらにお店とかそういうのも移転をして中心が非常に疲弊するというのが繰り返されてきました。

これから人口減少時代に入るわけでありまして、そのようなときにどのような形でやるか。これまでコンパクトシティとかいろいろまた新しい構想が出てまいりましたが、役場の場所ですとか、病院の場所ですとか、そういうものができる

だけ中心に集めて、中心で生活ができていけるような構想にしよう、こういう動きがございますが、まだまだ御指摘のように十分ではない。平成十八年にはいわゆるまちづくり三法を見直して大規模商業施設等の郊外立地に歯止めを掛けるということ、それから中心市街地活性化基本計画の認定制度に基づいた財政的な支援等も行いましたけれども、もう遅かったんじゃないかと、こういうお叱りをいただいているところであります。

これから、私としては、この地域における中心市街地の活性化と同時に、地方都市というのは大企業大手の企業とか、そういう会社がたくさんあるわけではございません。やっぱりベースは農業、林業、漁業というのが中心でありました。したがって、そういうところで地産地消も含めて、お金と人と物がその地域で循環するという仕組みをつくっていかないと、なかなか町の活性化にもつなげられないと思ひますので、そのようなことを今度検討してまいります。

と、いわゆる道路の占用許可基準の緩和等と地域の都市でも新しい発想で物を考えることができると思ひますので、今回の法改正を生かしながら中心市街地の活性化にも寄与するように努めてまいりたいと思ひます。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

様々これまでも取り組まれているということであると、思うんですけれども、まさに大臣おっしゃられたとおり、なかなかうまくいっていないところが多いということなのではないかと思ひています。

そういう中で、もちろんうまくいっている事例もあると思ひますし、うまくいっていないところもたくさんあるということだと思ひますけれども、では、そのうまくいっている事例、例えばどういふところがあるのか、うまくいっているところはどういふ要因で成功しているのか、うまくいっていないところはどこがどういふ要因で成功していないのか、そういうことをきちんと分析といひますか、把握をされることが今後の政策につくつてい

く上ですごく大事だと思ひますけれども、御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。

御指摘のとおりだというふうに受け止めております。中活法に基づきまして、内閣総理大臣認定を受けた中心市街地活性化基本計画については、それぞれ各都市が進捗状況について主体的にフォローアップをすることになっております。このフォローアップでございますが、昨年六月に内閣府が公表しておりますが、それを見ましても、うまくいっているところ、うまくいっている指標もあれば、なかなか思ったほど効果を上げていない地域あるいは指標があつて、地域によってばらつきがあるというのが現状だと考えております。

ただいまお尋ねがありましたうまくいっている例を申し上げますと、例えば大分県の豊後高田市では主体的な評価ではうまくいっているという評価をしておられますが、その要因として挙げられておりますのは、商業と観光の一体的振興を図っている、あるいは中核となる観光施設の集客効果が高い、また観光客と地域住民との交流を図ることにより活性化が地元根付くような取組がなされているといったようなことをその要因としてうまくいっているという評価がなされているというところもござります。

以上でございます。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

では、今回の法律改正についてお伺ひをしたいんですが、今回の法律改正の理念といひますか考え方といひますか、今までの地方都市の活性化、地方に限らないと思ひますけれども、都市の活性化に対して取り組まれてきた成果、うまくいっている点、うまくいっていない点あると思ひますけれども、それを踏まえてどういふ理念で今回の法改正を行われているのかということをお伺ひしたいと思ひます。

○大臣政務官(小泉俊明君) 地方都市の再生に当たりましては、これまでも都市再生整備計画に基

づきまして社会資本整備総合交付金により公共団
体が行う社会基盤整備等を支援するなどの措置を
講じてまいったところであります。

都市再生整備計画につきましては、これまで
全国の市町村の約半数を超える八百九十四市町
村、千八百九十地区で策定をされてきたところで
ありますが、これまで事業を完了し評価を行った
八百二地区につきましては、町の来訪者数、町中
居住人口などの数値目標のうち約七割が達成をさ
れているところであります。

これらの成功をした例の中身を見てみますと、
やはり民間の意見をしっかりと取り入れて民間と行
政の連携を、一体となった町づくりを進めたこと
が成功しているという報告をされております。ま
た、近年、NPOやまちづくり会社など、民間主
体が町づくりに積極的に取り組む例が大幅に増え
てまいりました。このため、本法律におきまして
は、まずこうした民間主体を積極的に参加をして
いただく、そしてオープンカフェや産直販売施設
の設置を都市再生整備計画等に位置付ければ道路
占用許可基準を緩和するなど、町のにぎわいをも
たらしす仕組みを導入しております。

これらの措置により、様々な民間の担い手と行
政が一体となった取組が進められるよう今法案で
は中心とし、地方都市の再生、地域の魅力の向上
を図られるものと考えているところであります。

○上野ひろし君 ありがとうございます。

では、個別に改正の内容、効果についてお伺い
したいんですが、今回、改正の内容として、都市再
生整備推進法人制度の見直し、それから道路占
用許可の特例の創設、あと都市利便増進協定の
創設ということが挙げられているんだと思いま
す。これによって本間に都市再生、特に地方
都市の活性化という意味から効果があるのかとい
うことをお伺いしたいと思います。

まず、都市再生整備推進法人につきまして言
うと、これまでも制度はあったけれども、実際
に指定された例がなかったという話も聞いていま
す。今回の改正後、本間に有効に活用されるのかど
う

かという点についても若干懸念するところがあり
ます。

また、道路占用許可の特例、これは確かにやり
たいというところ、たくさんあるんだと思うん
で、すけれども、これで、ではどれぐらい地方都市
の活性化についてインパクトがあるのかというこ
ろについて言うと、これも若干の疑問があるとい
うところがございます。

また、都市利便増進協定、これも、これまで
いろんなやり方ではある意味では可能だったの
ではないかと思うんですけれども、改めてこの協
定を締結すると、こういう制度を設けるというこ
とによる効果というのは実際にどれくらいあるの
かということも含めて疑問があるんですけれど
も、その辺りについてお伺いをしたいと思います。

○大臣政務官(小泉俊明君) まず、道路の占有
許可の特例についてでありますけれども、これまで
社会実験として行われたオープンカフェの設置を
してまいったところでありまして、これ、現実に
町を訪れる人がかなり増加し、オープンカフェが
町のシンボルとなるようなことで景観の向上がま
た寄与することによってにぎわいの創出や地域の
活性化の効果が現実に認められているところであ
ります。これを積極的に全国に広げられるよう、
今回この法律の中で取り入れさせていただいてい
るところであります。

また、民間協定制度につきまして、例えば民間
が所有する広場とその周辺のにぎわいや交流を創
出する施設につきまして、NPOやまちづくり会
社等がこれらの施設を一体的に管理をするもので
あり、一部で取組が現実に開始されております
が、これを法制度として講じることにより、この
取組が全国に拡大していくものと考えておりま
す。

そしてまた、従来からあります社会資本整備総
合交付金、民間の都市関係プロジェクトに対する
出資による金融支援も加えて、これらの制度を総

合的に活用していただくことによって地方都市の
活性化に寄与するものと考えております。

○委員長(小泉昭男君) 上野ひろし君、申合せ
の時間過ぎておりますので、おまとめください。

○上野ひろし君 はい、もうまとめます。
今、法律の効果についてお伺いいたしました。
もちろん、この改正は是非やっていただいたらい
いんだと思うんですけれども、なかなかこの法律
の制度をつくるだけで効果が上がるというもの
はないんだと思います。きちんと活用をされるよ
うに配慮をいただきたいということ、あわせ
て、その他の施策も、いろいろ予算も含めてある
んだと思います。是非、総合的な観点から地方都
市の活性化、中心市街地の活性化というのを図
っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○藤井孝男君 限られた時間でありまして、早
速質問に入らせていただきます。

まず、大臣にお伺いしたいんですが、今日の委
員会が始まりました冒頭に関空に関する法律案が可
決されたわけでありまして、今度のこの再
生法の特別措置法案、これは航空局と都市局、両
案担当は違いますが、いわゆる大都市圏の
魅力を、国際競争力を付けていくという点では両
方関連すると思うんですね。そして、この都市再
生特別措置法というのは、そういった空港とか鉄
道とか道路とか、そういうのを効率的に効果的に
整備していくということですから、そうなる
と、この関空の経営統合の法案といわゆる今回の
都市再生というのは大阪、まあ阪神地域の都市活
性化と関連すると思いますが、その点について、
大都市圏の活性化、この両法案に関する連携の在
り方について、基本的に、大臣の所見を伺いた
いと思います。

○国務大臣(大畠章宏君) 藤井先生からの御質問
にお答えを申し上げます。

ただいま御指摘いただきましたように、いわゆ
る関空等の空港の整備というものとこの法律案は
どう関係しているのかということですが、

もちろん空港の大きな活用を図る環境をつくる
と同時に、この空港等も活用しながら世界的にも
魅力ある都市をつくるということという意味では関
係がございます。

もちろん、先ほど長沢議員からこの法律案とい
うのはそうすると東京と大阪だけかと、という
ふうなお話もございましたが、私どもとしては、
もちろん東京、大阪等が対象としてはあるわけ
であります。その周辺の都市についても当然可能
なところについては考えながら、大阪、東京とい
うのが一つの大きな中心になるかもしれませ
んが、その周辺についてもできるだけ考えた形でこ
の法律の適用を図っていきたく、そう考えてい
るところであります。

○藤井孝男君 おっしゃるとおり、これは東京
だ、大阪だけということになると、結局、何だ、
一極集中かと、そういう大都市だけが対象かとい
うことになりますので、先ほど地方都市との格差
とか、そういったこともよく配慮して考えていた
だきたいと思っております。

そこで、そのほかの防災の観点、今度の震災に
よって大きくこれは変わりましたね。ですから、
後の質問を考えていましたけれども、各党それぞ
れもう私が言いたいことを、質問したいことをさ
れましたので、ちょっと大臣に一つだけ、もう時
間限られています。大局的な立場から大臣の所
見を伺いたいと思っておりますので、お願いいた
したいと思います。

というのは、この特別措置法というのは、言
つてみれば平時、平和時を対象とした法律です
よね。そういう中で、国際競争力を付けて、ある
いは民間のソフト面のアイデアとかそういったもの
を併せながら都市を再生していくということ、こ
れはこれで結構なことだと思うんです。

ところが、三月十一日のあの震災を契機に、
日本といいますが、もちろんそうなんです。世
の中ががらっと一変しちゃったんです。もう全
然変わっちゃったんですね。そういうことを踏ま
えて、これからどう日本を復興させていくのかと

いう大きな問題にぶち当たってしまった。

先ほど大臣は昭和二十二年生まれとおっしゃいました。まあ戦後育ちだと。私は多少先輩ですが、昭和十八年生まれなんです。まあ育ちは戦後育ちです。ですから、もう六十五年たちますけれども、大戦が終わってからです。しかし、基本的に日本って平和だったんですよね。大變な震災、新潟地震あるいは伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、また火山の噴火、様々な災害ありましたけれども、戦争には巻き込まれなかった。いろんな、ベトナム戦争、その前の朝鮮戦争、湾岸戦争ありましたけれども、それから外国からも侵略がなかった。そういう意味では、日本というのは基本的には平和な、そして経済大国になってきた。豊かな国家づくりが、先人の汗で、努力で今日成った。それがあの三月十一日でもう一変してしまっただけですね。ということになると、さあこれからどうするんだと。

そういう中で、私はむしろ総理大臣に聞きたいんですが、大畠大臣、総理大臣になつたつもりでちよつと答えていただきたいと思うんですが、そういう意味で、今度の震災というのは、いわゆる天災からの日本のあるいは生命、財産の安全、安心確保という問題が一つ。それからもう一つは、人災とも言われるこの原発事故。これも初めての経験ですよ。これに対する安心、安全をどうやって確保していくか。それからもう一つ、あえて言えば、昨年起きたあの尖閣諸島、中国の漁船の侵入問題。これは、日本の領土をどう確保するか、安全、安心、安保条約もありますけれども、安全保障の観点から。

そういう意味では、本当に日本自体が、確かに戦争には巻き込まれなかった。そしてまた豊かになった。そういう中で、この東日本大震災によって世の中が大きく変わったということになった。

そういう中で、国土交通大臣というのは、前から私、言っておりますように、陸海空を所轄しています。そういう意味では、本当に大島大臣のリーダーシップを、私はむしろあえて言いますけ

れども、もつと目立ってもらいたいんですよ。もつとリーダーシップを、国交大臣、発揮してもらいたいなと思っています。そういう意味で、こういう観点からの安心、安全確保、そういう中での大臣としての責任ある、代表する大畠大臣のこれからの日本の復興復旧、そういうものを含めての所見を伺いたいと思います。

○國務大臣(大臯章宏君) 大変広範な視点から大
事な御質問を賜りました。
私も一月十四日に国土交通大臣を拝命いたしま
したが、六万人を超えるこの省、御指摘のよう
に、多分野にわたって国土交通省は所管をしてお
ります。大変大事な役割を担わせていただいたと
考えております。

そういう中で、三月十一日のこの大震災に遭遇したしまして、まずは、先ほどお話をいただきましたように、生命、命を守ると、こういう一つの軸を中心としながら取り組んでまいりました。また同時に、原子力災害、原子力事故というものが、同時に並行的に進みまして、これも正直なところ私の所管ではないということでありますけれども、四分の一ぐらいは大変関心を持ち、どういう形になるのかと。あの三月十一日の夜も、結局休んでいいというふうに言われましたが、一時ぐらいいかから休もうと思いましたが、結局、ラジオニュース等を聞きながら、結局休むことはできなかったというのが実態であります。

そして、この尖閣の課題も海上保安庁の所管でありまして、大変大事でありまして、そういう意味では、先生がおっしゃいますように、三月十一日を契機として日本は新たな環境の下で進まなければならないという覚悟を持って対応しなければならぬということに入つたと、これはそのとおりであります。

したがって、国土交通省の職員の方々に、この三・一を契機に気持ちを切り替えて新しい日本をつくるんだと、そのぐらいの覚悟で対処していこうと。国土交通省の所管にとらわれる必要はないと。現地で見聞きしたものは全部対応

するためにどうすべきか、厚生労働省の所管でも、様々な所管があつても、全部一応受けてきても、これは東北地方整備局、運輸局の皆さんに申し上げたんですが、何でもやろうと、そして後からその話をしながらやればいいじゃないかと、こういうことでやってまいりました。

これから、藤井先生の御指摘をいただいて、この復旧復興に向けて多くの有能な職員の皆さんもおられますから、全力を挙げて対応できるような環境をつくることも私の一つの仕事だと思っています。同時に、識者の皆さんも随分集まっています。ただ、藤井先生からとにかく全力でやれと、こういうふうなお話でありまして、この参議院の国土交通委員会での質疑、あるいは先生方の御指導をいただきながら、日本の新しい国づくりに向けて一丸となつて心を新たにして頑張っていくと、そういうことを申し上げさせていただきます。

○藤井孝男君 終わりますけれども、決意をお聞
きました。心強く思いますが、とにかくもつと
ずうずうしくというよりも、もう前に出て、大臣
自身が、陸海空を所轄しているのはあなたが一
番、私は幅広い管轄を持っている大臣だといふこ
とを認識して頑張っていただいたいと思います。
終わります。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智（よしたけ）君です。

法案の内容に入る前に、大震災対策について簡潔に二点伺いをします。

まず、地下鉄の復旧についてでございます。今回の大震災では、仙台市地下鉄も甚大な被害を受けました。こうした被害に対し、復旧費用を公共土木施設の災害復旧と同等に取り扱ってほしいという要望がございます。国交省として支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(池口修次君) 仙台市地下鉄についての御質問でございます。

委員はもう既に御存じだと思いますが、余り報告されていませんので少し実態を報告をさせても

らいますと、仙台市は六弱の震度でございました。その結果、仙台地下鉄は全長十五キロでございしますが、地上部分が三・二キロあります。その中の地下部分はほとんど影響はなかったんですが、地上部分の台原から泉中央駅までが被災をしまして、現在はバスの代替運行ということになっております。これについて、当初は五月末というふうに全面復旧、言われておりましたが、国土交通省の技術的アドバースなりＪＲ東日本の方の技術的アドバースも受けて、現段階では四月の二十九日に運転が再開をされるめどが付いておるといふふうに報告をされております。

資金面、御質問の資金面ですけれども、鉄道の資金面での援助ということについては、法律で言へば鉄道軌道整備法に基づいてやられるというのが今までの例でございます。これについては、国庫補助率は四分の一、あと地方が四分の一、事業者が二分の一ということになっております。ただ、この被災、被害状況なり経営状況等を踏まえ、どんな支援策ができるかというのは今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○吉田忠智君 公堂と申しまでも、自治体も被害者でございまして、是非前向きに検討をいただきますようにお願いします。

次、二点目、福島県の仮設住宅についてでございます。大臣は十七日に福島県知事から、特に福島第一原発の事故に対応した計画避難地域の住民に対する仮設住宅の増設について要望を受けたと聞いております。

仮設住宅建設の現状、何が問題なのか、これに対し国交省としてどのように取り組んでいかれるのか、大臣の見解を伺います。

○国務大臣(大畠章宏君) 先ほど長沢議員から、仮設住宅、最初のスタートは少し評価したけれども、後半どういふことなんだと。三十六戸のまま推移しているというのはいしからぬと、こういうお叱りをいただきました。私も、正直言いましてこの仮設住宅、スタートのところはよく対応をし

ていただいたと思いますが、その後が全く続いていないということで、この状況を把握するために現地に入らせていただきました。

確かに、土地を確保するというのは非常に難しいというのはいく分かります。同じ被災をした地域には建てられませんが、同じ地震と津波が来たとしてもその被害を受けないところを確保しなきゃならない、これはそのとおりだと思いますが、いろいろと自治体のお話を伺っておりますと、二万六千戸分は土地を確保したと、こういう報告を受けました。

それで、現在の状況でございますが、現時点で一六六千二百四十三戸の着工、着工が一六一千二百七十三戸でございます。着工に入るところが約五千戸ありまして、おおよそ一万六千戸がこれ着工になる。ただ、私は言っているんですが、自動車だってハンドルが一個なくなつて自動車とは言えないと、だから完成しないとそれは住宅とは言えないんだと、こういう話をしております……

○吉田忠智君 福島県の件だけ。

○国務大臣(大畠章宏君) 福島県は、一万戸増加を要請されました。たしか二万四千戸になったと思いますが、これについても、福島県の状況、土木部長さんからもお話伺いましたが、自治体から上がってくる土地に対して調査をして早急に発注をする。この四月中に発注していただいた分については五月いっぱいにて完成させますと、こういう話をしてきたところであります。

○吉田忠智君 特に、福島県の場合は地震、津波、それから原発という要因もありましてなかなか難しいところがあるのは承知しておりますが、是非住民の皆さんの意向を最大限酌み取って対応していただきたいと思ひます。

それでは、本題に入ります。

まず、法改正の必要性についてでございますが、まさに小泉構造改革路線の都市再生政策として〇二年に都市再生特別措置法が制定され、数次の改定を経まして今日に至っております。選択と

集中の掛け声の下、大都市、東京と大阪に資源を集中し、民間の都市再開発を国が支援する法案を審議、成立させる必要が果たしてあるのでしょうか。

港湾法の改正のときにも申し上げましたが、藤井委員からお話ございましたけれども、震災によつて情勢が一変しているわけですね。それは事務方はもう法案は提出しているから何が何でも通したいんですけど、ここをもうちょっと、法改正の内容についても、震災を受けてもう一回吟味したらどうか、検討したらどうか。それがやっぱりまさに政治主導で大臣、副大臣、考えるべきことなんじゃないでしょうか。大臣、その点について。

○国務大臣(大畠章宏君) 吉田議員からの御指摘であります。確かにそのような私も思ひを持つところでもあります。

同時に、今、世界が日本を見ております。どういう形で立ち上がるのか。そういう意味においては、同時並行的にこのような形で国際的にも引けを取らない都市としての基盤づくりも必要だろうということでは是非御理解をいただき、同時並行的に進めさせていただければと考えているところであります。

○吉田忠智君 やつぱりこの間の政策が、東京、大阪、大都市一極集中を助長していたという反省がないんですよね、率直に申し上げて。大臣も茨城県出身だからよく分かるんじゃないですか。

それで、仮設住宅の話もございました。七万数千戸が必要とされる中で、居住される方はまだ百戸。さらに、まだ一万四千の方々が行方不明なんですよね。そんな中で大都市の再開発に国が税制、金融の支援を集中するというのが本当に国民の理解と納得を得られるのか、私は大変疑問でございます。

次に、政府保証について質問します。ミドルリスクに対するメザニン支援として政府保証六百億円、六年間で三千億円前後を予算措置するわけですが、認定事業者は三菱地所や

三井不動産、トヨタ自動車やJ.R.、毎日新聞社やフジテレビ、イトーヨーカドーやイオンなど大企業が名を連ねています。

そもそも、このような大企業の民間都市開発事業に政府保証を付けてまで後押しする必要があるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(加藤利男君) お答え申し上げます。

民間の資金、活力、アイデアを最大限に活用いたしまして優良な民間都市開発プロジェクトを着実に推進していくことは、日本経済を下支えしていく上でも重要であるということだと考えております。この優良な都市開発プロジェクトにつきましては、その単発のプロジェクトだけではなくて、周辺地域にも別の優良なプロジェクトを波及させる、それでもつて地域全体のレベルアップが図られるということも大きな、大きないいと思います。重要な効果の一つであるというふうに考えております。

一方で、民間の都市開発プロジェクトについては、開発に長期間を要しまして、様々なリスクがある、手間暇、金が必要とされております。そうしたことがあるものですから、この立ち上げには公的な支援が必要であると考えておるところでございます。

この金融支援についての御指摘がございましたが、この金融支援を通じて、金融支援は公共公益施設の整備を通じて町づくりに貢献すること、経済波及効果が高いことなど、プロジェクトの効果に着目したものでございまして、御指摘のように、大企業を優遇するといったものではないということでは、是非御理解を賜りたいと思ひます。

○吉田忠智君 金融機関はリスクが分散されるから評価するのは当然なんです。もしリターンを求めて再開発するのであれば、せめて民間企業がリスクを取って行すべきであるということを申し上げたいと思ひます。

今、震災を受けて、改めて、今日見る議論がありましたように、防災の町づくりを求める声が高まっています。しかし、民間企業は当然コストを意識した開発を行います。これらの民間企業による都市再開発において、防災の視点が後退するおそれはないのでしょうか。

○委員長(小泉昭男君) 加藤都市・地域整備局長、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(加藤利男君) はい。お答えいたします。

従来から、民間都市開発プロジェクトに対する金融支援につきましては、防災に備えて避難施設などの防災施設ですとかを金融支援の対象にしてまいりました。今回の震災を契機に、耐震性に対するテナントのニーズがより強まって、民間の都市開発プロジェクトにおいても事業者はそのようなニーズにこれまで以上に対応していくことが求められると考えております。

いずれにいたしましても、私どもとしては、今後とも都市再生事業の認定に際して、事業者に対し防災に関して注意喚起をするなど、都市再生を進めるに当たって防災の視点が後退することのないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○吉田忠智君 まとめます。

震災を受けて、災害に強い町づくりを求める国民の期待にこたえていないと思ひます。国、公が国民の安全、安心を確保する責任を果たすべきであります。

残念ながら、本法案には賛同できないことを申し上げ、質問を終わります。ありがとうございしました。

○委員長(小泉昭男君) 他に御発言もないようです。本案に対する質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○吉田忠智君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、今なすべきは、民間大企業による東京、大阪などの大都市再開発を税制、金融面で支援することではなく、東日本大震災からの復興復興、被災地の日も早い生活再建に向け、国の全ての力を結集することだからであります。

東電原発事故による放射能汚染への不安から、外資系企業が西日本や海外に本社機能を移転しています。本改正案が目的とする都市の国際競争力の向上、すなわち海外の企業、人材を都市に呼び込んでくる力を高めるといふのであれば、まず原発事故の収束に政府、国会が一点となって取り組む体制を構築すべきです。震災前に閣議決定された法案を漫然と審議、採決することに国民の信任が得られるとは到底思えません。

理由の第二は、二〇〇二年の小泉構造改革により打ち出された都市再生特別措置法は、都市と地方の格差拡大、東京一極集中をもたらしてきたことです。

本法案は、財団法人民間都市開発推進機構が認定事業者となった大手不動産業者や大手スーパーなどの大企業に対し実施する融資に六年間で三千万円にも上る政府保証を付与するものであり、外資を誘致するために大企業に不当に大きな利益を供与するもので、極めて不適切なものです。

一方で、都市の住環境は悪化の一途をたどっており、〇九年のリーマン・ショック後注目を集めたハウジングブーム問題は未解決のままですし、都市部の公営住宅の応募倍率は年々上昇していることが明らかになっています。

また、民間事業者が、都市再生緊急整備協議会の構成員となったり、都市再生整備推進法人として都市再生整備計画の提案権を付与されたりすることによって、民間事業者の都市開発への影響力が高まり、今最も求められる災害に強い町づくり

の視点が後退するおそれも否定できません。

最後に、民間への融資の主体とされる民間都市開発推進機構は、〇九年十一月の行政刷新会議による事業仕分で事業縮小の判定を受けた、国交省と財務省、金融庁の天下り財団です。本法案により民間都市開発推進機構に新たな機能を担わせることは、事業仕分の意義を否定するだけでなく、新たな利権の温床をつくるのではとの国民の政治不信を招くおそれすらあります。

以上、反対の理由を申し上げ、私の討論といたします。

ありがとうございました。

○委員長(小泉昭男君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小泉昭男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、渡辺猛之君から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺猛之君。

○渡辺猛之君 私は、ただいま可決されました都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災により被災した市街地の復興・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向けた措置が講

じられることとなるよう、対応に万全を期すこと。

二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたり甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりに万全を期すこと。

三 東日本大震災により被災した市街地の復興・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種施策など都市の再生に関する制度を有効に活用すること。

四 全国の地方都市について、その再生が緊急の課題となっていることに鑑み、社会資本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度などまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。

また、道路の上空利用、道路占用の許可等に当たっては、周囲との景観調和、安全性の確保等に留意すること。

五 特定非常利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。

六 都市再生整備推進法人が活動しやすい環境を整備し、地元住民の意向が反映される体制づくりに努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(小泉昭男君) ただいま渡辺君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小泉昭男君) 全会一致と認めます。よって、渡辺君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大畠国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大畠国土交通大臣。

○国務大臣(大畠章宏君) 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会において真剣な御討議をいただき、ただいま可決していただきました。深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の質疑内容や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

ここに、委員長を始め理事の皆様、また委員の皆様御指導、御協力に対し深く感謝申し上げます。

大変ありがとうございました。

○委員長(小泉昭男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小泉昭男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

正午散会

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次
第二節 民間都市再生事業計画の認定等(第二十条―第三十五条)
第三節 都市計画等の特例
第四節 都市計画等

作成等(第十九条の二―第十九条の十二)
生事業計画の認定等(第二十条―第三十五条)に、「都市再生特別地区(第三十六条)」を「都市再生特別地区等(第三十六条―第三十六条の五)」に、「第四節 都市再生歩行者経路協定」を「第五節 都市再生歩行者経路協定」に、「都市再生整備計画に係る特別の措置」を「都市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「第四十六条の二」を「第四十六条の五」に、「独立行政法人都市再生機構の業務の特例」を「道路の占用の許可基準の特例」に、「第六節 都市再生整備推進法人(第七十三条―第七十八条)」を「第六節 都市利便増進協定(第七十二条の三―第七十二条の九)」に、「第八十二条」を「第八十四条」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「都市の国際競争力の強化」とは、都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の居住環境を向上させることをいう。

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

第四条第三号中「政令」を「政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令」に改める。

第五条の見出し中「政令」を「政令等」に改め、同条中「第三条第三号の政令」を「都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令」に改める。

第十四条第二項第三号中「政令」を「政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を

力の強化を図るために必要な施策を、産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

第十九条第一項中「協議」を「協議(特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあっては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整)」に改め、同条第二項中「又は地方独立行政法人の長次項」を「地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であって当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者(第七項)に改め、同条第八項を同条第十二項とし、同条第四項から第七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第三項中「及び」を「並びに第二項及び」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 当該都市再生緊急整備地域において都市開発事業を当該都市開発事業を施行する土地水面を含む。の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限り、を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5 第三項の民間事業者であって協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対して、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

第四十五条の二第一項、第四十五条の四第一項

第二号及び第四十五条の十二中「建築物その他の工作物」を「建築物等」に改める。

第四章第四節を同章第五節とする。

第一款 都市再生特別地区等

第三十六条に見出しとして「都市再生特別地区」を付し、同条第二項中「工作物の下に」(以下「建築物等」という。)を加え、第四章第三節第一款中同条の次に次の見出し及び四条を加える。

(道路の上空又は路面下における建築物等の建築又は建設)

第三十六条の二 都市再生特別地区に関する都市計画には、前条第二項に定めるもののほか、特定都市再生緊急整備地域内において都市の国際競争力の強化を図るため、都市計画施設都市計画法第四十六条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下この条において同じ。である道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設である道路の区域のうち、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域(以下「重複利用区域」という。)を定めることができる。この場合においては、当該重複利用区域内における建築物等の建築又は建設の限界であって空間又は地下について上下の範囲を定めるものをも定めなければならない。

2 都市計画法第十五条第一項の都道府県又は同法第八十七条の二第一項の指定都市(同法第二十二條第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣)は、前項の規定により建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する都市計画施設である道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

第三十六条の三 都市再生特別地区の区域のうち前条第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内の道路(次項において「特定都市道路」という。)については、建築基準法(昭

和二十五年法律第二百一十一号第四十三条第一項第二号に掲げる道路とみなして、同法の規定を適用する。

2 特定都市道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって建築基準法第二十三条第三十五号に規定する特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同法第四十四条第一項第三号に該当する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第三十六条の四 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市計画法第五十三条第一項の規定の適用については、同項第五号中「第十二条の十一」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十六条の二第一項」とする。

第三十六条の五 都市再生特別地区の区域のうち第三十六条の二第一項の規定により重複利用区域として定められている区域内における都市再生開発法による第一種市街地再開発事業又は同法による第二種市街地再開発事業については、それぞれ同法第九十九条の二第一項の地区計画の区域内における第一種市街地再開発事業又は同法第九十九条の二第二項の地区計画の区域内における第二種市街地再開発事業とみなして、同法の規定を適用する。

第三十七条第一項中「同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長」を削り、「市町村（以下「この節において」を加え、同項第一号中「前条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第五号中「昭和四十四年法律第三十八号」を削り、同項第七号中「昭和二十九年法律第九十九号」を削り、同項第八号中「都市計画法第四條第

五項の「及び（以下「都市施設」という。）」を削る。第四章第三節を同章第四節とする。

第二十二條第一項中「三月以内」の下に「（当該申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日から四十五日以内）」を加える。

第二十九條第一項第一号を削り、同項第二号イ中「専ら認定事業の施行を目的とする株式会社又は合同会社に限る。」に対する出資を「株式会社、合同会社又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二十一条第三項に規定する特定目的会社（以下「株式会社等」という。）であつて専ら認定事業の施行を目的とするものに限る。」に対する資金の貸付けに、「株式会社又は合同会社に限る。」を「株式会社等に限る。」に改め、同号ロ中「いう。」の下に「若しくは認定建築物に係る信託の受益権を」、「当該認定建築物等」の下に「若しくは当該認定建築物等に係る信託の受益権」を加え、「株式会社、合同会社若しくは特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二十一条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）を「株式会社等」に、「出資又は当該株式会社、合同会社若しくは特定目的会社を「資金の貸付け又は当該株式会社等」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「イからニまで」を「イ又はロ」に改め、同号ホ中「イからニまで」を同項第一号とし、同項第三号ロ中「株式会社、合同会社若しくは特定目的会社」を「株式会社等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「第二十九條第一項第三号」を「第二十九條第一項第二号」に、「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改める。

第三十條及び第三十一條を次のように改める。

第三十條及び第三十一條 削除

第三十二條第一項中「債務保証業務」を「第二十九條第一項第二号に掲げる業務（第四項において

「債務保証業務」という。）に改める。

第三十三條第二項中「第十九條第四項」を「第十九條第八項」に改める。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 整備計画の作成等（整備計画）

第十九條の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共施設施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

2 整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共施設施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

ロ イに掲げる事業の施行に關連して必要となる公共施設施設の整備に関する事業

三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共施設施設の適切な管理のために必要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共施設施設の整備等の推進に關し必要な事項

3 整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項には、都市施設等（都市計画法（昭和四十三

年法律第九十号）第四條第五項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）又は同条第七項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）をいう。以下同じ。）に關する都市計画に關する事項であつて、同号イ又はロに掲げる事業の実施のために必要なものがあるときは、当該事項を記載することができる。

5 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者（都市計画法第十五條第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七條の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣（同法第八十五條の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第四節において同じ。）又は市町村をいう。以下この節において同じ。）に協議し、その同意を得なければならぬ。

6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項を記載するとき、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。）に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に關する事項を記載するとき、併せて、当該都市計画に係る都市施設に關する都市計画事業（都市計画法第四條第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。）又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者（第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実

施主体として記載された者であるものに限る。）及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

8 第二項第二号に掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水（下水道法昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。）を熱源とする熱を利用するための設備を有する熱供給施設（熱供給事業法昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

9 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

11 第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。

（整備計画に記載された事業の実施）
第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。

（整備計画に従った都市計画の案の作成等）
第十九条の四 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該整備計画に従つて当該都市計画の案を作成して、同条第六項の期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第十九条の五 第十九条の二第七項の規定により整備計画に都市施設に関する都市計画事業又は

市街地開発事業の施行予定者及び施行予定者である期間が記載されているときは、前条の規定により付議して定める都市計画には、都市計画法第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項に定める事項のほか、当該整備計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

第十九条の六 前条の規定により施行予定者として定められた者は、施行予定者である期間の満了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認（都市再開発法昭和四十四年法律第三十八号）第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認とみなされるものを含む。）の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着手しているときは、この限りでない。

（公共下水道の排水施設からの下水の取水等）
第十九条の七 整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下この条において同じ。）の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）に接続設備（公共下水道の排水施設と第十九条の二第八項に規定する設備とを接続する設備をいう。以下この条において同じ。）を設け、当該接続設備により当該公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道の排水施設に当該下水を流入させることができる。

2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者（以下この条におい

て「許可事業者」という。）は、当該許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。この場合において、前二項の規定を準用する。

4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の許可について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項」と、同条中「許可又は承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。

5 許可事業者は、第一項の許可（第三項の許可を含む。）を受けて公共下水道の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物（第十九条の二第八項に規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。）を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第二十四条第一項の許可を受けた者とみなして、同法第三十八条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「この法律の規定」とあるのは「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第一項若しくは第三項の規定」と、同条第一項第一号中「又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定」とあるのは「若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第十九条の七第三項若しくは第五項の規定」とする。

7 許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条の規定は適用しない。

（開発許可の特例）
第十九条の八 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四十二条に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあっては、当該同意が得られ、又は当該協議が

行われているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する都市計画法第二十九條第一項の許可があつたものとみなす。

（土地区画整理事業の認可の特例）
第十九条の九 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関する事項として土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（同法第四条第一項の規程又は規約及び事業計画が定められているもの）に限り、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあっては、当該承認又は当該同意が得られているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第四条第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可があつたものとみなす。

（民間都市再生事業計画の認定の特例）
第十九条の十 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業（同項に規定する民間都市再生事業計画が作成されているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとする

ときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の第二十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条の第二項第二号に掲げる事業に関する事項として都市再開発法による第一種市街地再開発事業(同法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画が定められているもの)に限り、かつ、同法第七条の十二又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られているものに限る。に關する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第七条の九第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の第二十項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があつたものとみなす。

(都市計画の変更の特例等)

第十九条の十二 都市計画(当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業が近く施行される予定のもの又は施行中のものを除く)であつて整備計画の内容を實現する上で支障となるものが定められている場合における都市計画法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは第十三条第一項第十九号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条の二第一項に規定する整備計画(当該都道府県又は市町

村の長が同条第三項の合意をしたものに限る。)が作成されたことにより」とする。

2 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 都市再生整備計画等に係る特別の措置

第四十六条第五項中「都市計画法第四十七条に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。」を削り、「同法第十五条第一項」を「都市計画法第十五条第一項」に改め、同条中第十四項を第十七項とし、第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り下げ、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第二項第五号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの(以下「都市利便増進施設」という。)の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。第七十二条の三第一項において同じ。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人による都市利便増進施設の一団の整備又は管理(当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域及び当該都市利便増進施設の一団の整備又は管理に關する事項を記載することができる。

第十四条第九項の次に次の二項を加える。

10 第二項第三号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第四号に掲げる事項には、道路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第六十二条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

第四十六条の二第二項中「民間都市機構」の下に「、当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、又は都市開発事業を施行する民間事業者」を加える。

第五章第一節に次の三項を加える。

(都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案)

第四十六条の三 第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができ、この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第四十六条の四 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画(都市再生整備計画提案に係る都市再生整備計画の素案の内容の全部又は一部を實現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更を必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更を必要があるものと認めるときは、その案を作成しなければならない。

(都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)

第四十六条の五 市町村は、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該都市再生整備計画提案をした都市再生整備推進法人に通知しなければならない。

第五十一条第一項中「第四十六条第十三項後段(同条第十四項)を「第四十六条第十六項後段(同条第十七項)に改める。

第五十二条第一項中「同法第四十五条第一項に規定する都市計画事業をいう。」を削る。

第五十八条第四項中「道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。」を削る。

第五章第三節第四款を次のように改める。

第四款 道路の占用の許可基準の特例

第六十二条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十

六条第十項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第三十一条第二項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第三十三条第二項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

二 道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

4 前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

5 第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

第七十一条第一項第一号イ中「株式会社又は合会社」を「株式会社等」に、「出資」を「出資若しくは資金の貸付け又は認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。)」が

発行する社債の取得」に改め、同号ロ中「いう。」の下に「若しくは認定整備建築物等に係る信託の受益権を、」当該認定整備建築物等」の下に「若しくは当該認定整備建築物等に係る信託の受益権を加え、」株式会社、合同会社又は特定目的会社」を「株式会社等」に、「出資」を「出資若しくは資金の貸付け又は当該株式会社等が発行する社債の取得」に改め、同号ハ中「不動産特定共同事業法」の下に「(平成六年法律第七十七号)」を加える。

第七十二条第二項第一号中「第四十六条第十項」を「第四十六条第十二項」に改め、同条第二項中「前章第四節」を「前章第五節」に、「第四十六条第十項」を「第四十六条第十二項」に、「同じ。」を「この節において同じ。」に改める。

第七十三条第一項中「又は一般社団法人」を、「一般社団法人」に改め、「一般財団法人」の下に「又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するもの」を加える。

第七十四条第一号中「都市再生整備計画の区域内」を「第四十六条第一項の土地の区域」に、「第四十六条第一項」を「同項」に改め、同条第三号ロ中「都市再生整備計画の区域内の」を「第四十六条第一項の土地の区域における」に改め、「(都市再生整備計画に記載されたものに限る。)」を削り、同条第五号中「都市再生整備計画に基づく事業により整備される」を「第四十六条第一項の土地の区域における」に改め、同条第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

第七十四条第五号の次に次の一号を加える。

六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一體的な整備又は管理を行うこと。

第七十七条第一項中「及び第七十一条第一項」を「第七十一条第一項及び第七十二条の七第一項」に改める。

の二節を加える。

第六節 都市利便増進協定

(都市利便増進協定)

第七十二条の三 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十三項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者若しくは当該区域内の建築物の所有者以下「土地所有者等」という。)又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類の位置

二 前号の都市利便増進施設の一體的な整備又は管理の方法

三 第一号の都市利便増進施設の一體的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

四 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手続

五 都市利便増進協定の有効期間

六 その他必要な事項

(都市利便増進協定の認定基準)

第七十二条の四 市町村長は、前条第一項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があつた場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。

二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十三項の規定

により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。

三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。

四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

(都市利便増進協定の変更)

第七十二条の五 土地所有者等又は第七十三条第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、協定の認定を受けた都市利便増進協定(以下「認定都市利便増進協定」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(協定の認定の取消し)

第七十二条の六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。

一 認定都市利便増進協定の内容が第七十二条の四各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一體的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。

(民間都市機構の行う都市利便増進協定推進支援業務)

第七十二条の七 民間都市機構は、第二十九条第一項及び第七十一条第一項に規定する業務のほか、認定都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設(民間事業者による都市開発事業に関連して整備されるものに限る。)の一體的な整備又は管理を支援するため、国土交通大臣の承認を受けて、当該認定都市利便増進協定を締結している土地所有者等に対し、当該一體的な整備又は管理に関し必要な情報の提供、助言又はあつ

せんその他の援助を行うことができる。

2 前項の規定により、民間都市機構が同項に規定する業務を行う場合には、民間都市開発法第十一條第一項及び第十二條中「第四條第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第四條第一項各号に掲げる業務及び都市再生特別措置法第七十二條の七第一項に規定する業務」と、民間都市開発法第二十條第一号中「第十一條第一項」とあるのは「第十一條第二項(都市再生特別措置法第七十二條の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十一條第一項」と、同条第二号中「第十二條」とあるのは「第十二條都市再生特別措置法第七十二條の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第七十二條の八 第七十三條第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人が認定都市利便増進協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百二十二號)第一條第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五條第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び推進法人(都市再生特別措置法第七十三條第一項の規定により指定された都市再生整備推進法人をいう。以下同じ。)」と、同法第六條第二項及び第八條中「所有者」とあるのは「推進法人」と、同法第九條中「所有者」とあるのは「所有者又は推進法人」とする。

(国等の援助)

第七十二條の九 国及び関係地方公共団体は、都市利便増進協定を締結し、又は締結しようとする土地所有者等に対し、都市利便増進協定の締結及び円滑な実施に関し必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めるものと

する。

第八十二條を第八十四條とし、第八十一條を第八十三條とし、第八十條を第八十二條とし、第七十九條を第八十一條とし、第六章中同条の前に次の二條を加える。

(区分経理)

第七十九條 民間都市機構は、次に掲げる経理については、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十九條第一項第一号に掲げる業務イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。及び第七十一條第一項第一号に掲げる業務イ及びロに掲げる方法(出資に係る部分を除く。)により支援するものに限る。次条において同じ。に係る経理

二 第二十九條第一項第二号に掲げる業務に係る経理

(第二十九條第一項第一号に掲げる業務等に必要な資金に係る債券の発行額の特例等)

第八十條 民間都市機構は、第二十九條第一項第一号に掲げる業務及び第七十一條第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八條第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限

に関する法律(昭和二十一年法律第二十四號)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十九條第一項第一号に掲げる業務及び第七十一條第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八條第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一號)第二條第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について、保証契約をすることができ、

附則第三條中「平成二十四年三月三十一日」を

「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第四條から第九條までを削る。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定(都市再生特別地区第三十六條)を「都市再生特別地区等(第三十六條第三十六條の五)」に、「都市再生整備計画に係る特別の措置」を「都市再生整備計画等に係る特別の措置」に、「第四十六條の二」を「第四十六條の五」に、「独立行政法人都市再生機構の業務の特例」を「道路の占用の許可基準の特例」に、「第六節 都市再生整備推進法人(第七十三條第七十八條)」を「第六節 都市再生整備推進法人(第七十三條第七十八條) 第七節 都市再生整備推進法人(第七十三條第七十八條) 第七節 都市再生整備推進法人(第七十三條第七十八條)」に改める部分に限る。、第四十五條の二第二

項、第四十五條の四第一項第二号及び第四十五條の十二の改正規定、第四章第三節第一款の款名の改正規定、第三十六條(見出しを含む)の改正規定、同条の次に見出し及び四條を加える改正規定、第三十七條第一項第一号の改正規定、第五章の章名の改正規定、第四十六條の改正規定(同条第五項に係る部分を除く。)、第五章第一節に三條を加える改正規定、第五十一條第一項及び第五十八條第四項の改正規定、第五章第三節第四款の改正規定、第七十二條の二の改正規定(同条第二項中「前章第四節」を「前章第五節」に改める部分を除く。)、第七十三條第一項、第七十四條及び第七十七條第一項の改正規定、第五章中第六節を第七節とし、第五節の次に一節を加える改正規定並びに附則第四條から第九條までを削る改正規定並びに附則第六條及び第九條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律による改正後の都市再生特別措置法(以下「新法」という。)(第十四條の規定により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市再生特別措置法(以下「旧法」という。)(第十四條の規定により定められている都市再生基本方針は、新法第十四條の規定により定められた都市再生基本方針とみなす。

第三條 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域について、新法第十五條の規定により地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に旧法第十五條の規定により定められている地域整備方針は、新法第十五條の規定により定められた地域整備方針とみなす。

第四條 この法律の施行の際現に旧法第十九條第一項の規定により組織されている都市再生緊急整備協議会は、新法第十九條第一項の規定により組織された都市再生緊急整備協議会とみなす。

(政令への委任)

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第六條 附則第一條ただし書に規定する日が地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法附則第四十三條のうち都市再生特別措置法第四十六條第十二項の改正規定中「第十二項」とあるのは、「第十五項」とする。

(検討)

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第八條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭

和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第九項中「並びに都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号及び第二号」を削る。

第二条第十一項中「及び都市再生特別措置法第二十九条第一項第二号」を削る。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第九項の規定によりされている資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

第十条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「都市再生特別措置法」の下に「第十九条の四の規定により付議して定める都市計画に係る都市施設及び同法」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(環境影響評価法の一部改正)

第十一条 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項及び第四十二條第三項中「第七十九条」を「第八十一条」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第七号を削る。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十三条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百九十八条第七項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第二百一条第二項第一号へ並びに第三項第一号二及び第二号二中「第五条第一項」を「第五条第一項又は」に改め、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」を削る。

附則第五十条第二項中「第五条第一項」を「第五条第一項又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に、「と」、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項」に改める。

平成二十三年四月二十八日印刷

平成二十三年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C